

第2期

津幡町教育振興基本計画

2025－2034

(令和7年度～令和16年度)

(津幡町教育大綱)

津幡町教育委員会

第2期津幡町教育振興基本計画 【目次】		
第1章	計画の策定にあたって	P. 1
	I 計画策定の背景	P. 2
	II 基本的な考え方	P. 2
	III 計画の位置づけ	P. 3
	IV 計画の期間	P. 3
第2章	教育をめぐる現状と課題	P. 4
	I 津幡町の教育を取り巻く状況	P. 5
	II 第1期津幡町教育振興基本計画の成果と課題	P. 3 2
第3章	基本理念と目標	P. 4 3
	I 基本的な考え方	P. 4 4
	II 基本理念	P. 4 4
	III めざす人間像	P. 4 4
	IV 施策を推進するための視点	P. 4 5
	V 計画の体系	P. 4 6
第4章	計画を実現するための施策と取組	P. 4 8
	基本目標 1	P. 4 9
	基本目標 2	P. 5 5
	基本目標 3	P. 6 1
	基本目標 4	P. 6 7
	基本目標 5	P. 7 5
	基本目標 6	P. 7 9
	基本目標 7	P. 8 5
第5章	計画の実現に向けて	P. 8 9
	I 計画の周知	P. 9 0
	II 計画の推進	P. 9 0
	III 計画の実現と点検	P. 9 0

参考資料	津幡町教育振興基本計画策定委員会設置規程	P. 9 2
	津幡町の国指定重要文化財・石川県指定文化財・津幡町指定文化財一覧	P. 9 4
	津幡町立小中学校・教育センター一覧	P. 9 6
	津幡町社会教育施設・生涯学習施設一覧	P. 9 6
	津幡町のスポーツ施設一覧	P. 9 7
	用語の解説	P. 9 8

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の背景

平成18年12月に全面改正された教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項において、国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。

これを受けて、国においては平成20年7月に「教育振興基本計画」、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」、令和5年4月に「第4期教育振興基本計画」が策定されました。

併せて、同条第2項では「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を基にしながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。

このことから、石川県・石川県教育委員会においては、平成23年1月に「石川の教育振興基本計画」、平成28年3月に「第2期 石川の教育振興基本計画」、令和3年3月に「第3期 石川の教育振興基本計画」が策定されました。

このような中、津幡町教育委員会では、国や石川県の計画を参酌しながら、本町ならではの教育を推進し、『ふるさと「つばた」を愛し、未来を拓く心豊かな人づくり』を基本理念として、平成26年9月に「津幡町教育振興基本計画」を策定しました。令和2年1月には中間評価及び見直しを行い、計画的な教育行政の推進に努めてきました。

本計画が令和6年度末に終了し、これまでの考え方を継承しつつ、教育をとりまく社会状況の変化などを踏まえ、令和7年度から10年間の教育行政の方向性や基本的な施策を総合的・具体的に進めていくことを目的として、新たに「第2期津幡町教育振興基本計画」を策定しました。

II 基本的な考え方

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA（ブーカ）」の時代ともいわれています。新型コロナウイルス感染症等がもたらした経済社会の混乱や地域コミュニティの分断、ロシアのウクライナ侵攻や中東における紛争による国際情勢の不安定化は、将来予測困難な時代を象徴するような事態だといえます。その一方で、IoT、人工知能（AI）など、デジタル分野における技術革新は急速に高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた超スマート社会（Society5.0）の時代が到来しつつあるともいわれています。

子どもたちの世界では、いじめ、不登校、ゲーム依存、スマートフォン依存、コミュニケーション不足の問題など、人と人との相互理解や協働の精神の希薄化が顕著となり、学校教育や社会教育における新たな課題も明らかになってきました。

また、自然災害においては、津幡町は令和５年７月の豪雨災害、令和６年１月の能登半島地震により甚大な被害を受け、そのほかにも豪雪や大寒波等多くの災害に見舞われました。このような自然災害の経験を生かし、今後起こり得る自然災害に対して安全・安心を確保できる教育環境づくりが求められます。

国は、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。本町教育の推進にあたっては、この趣旨を十分踏まえ、大きく変化する社会に適切に対応し、ともに分かち合い幸せに生きていく力を培うことが大切であると考えています。

津幡町教育委員会では、こうした状況を踏まえ、平成２６年９月に策定した「津幡町教育振興基本計画」の成果と課題を整理するとともに、めざす教育像を明確にし、今後１０年間の教育行政の基本的な方向を示すため本計画を策定するものです。

Ⅲ 計画の位置づけ

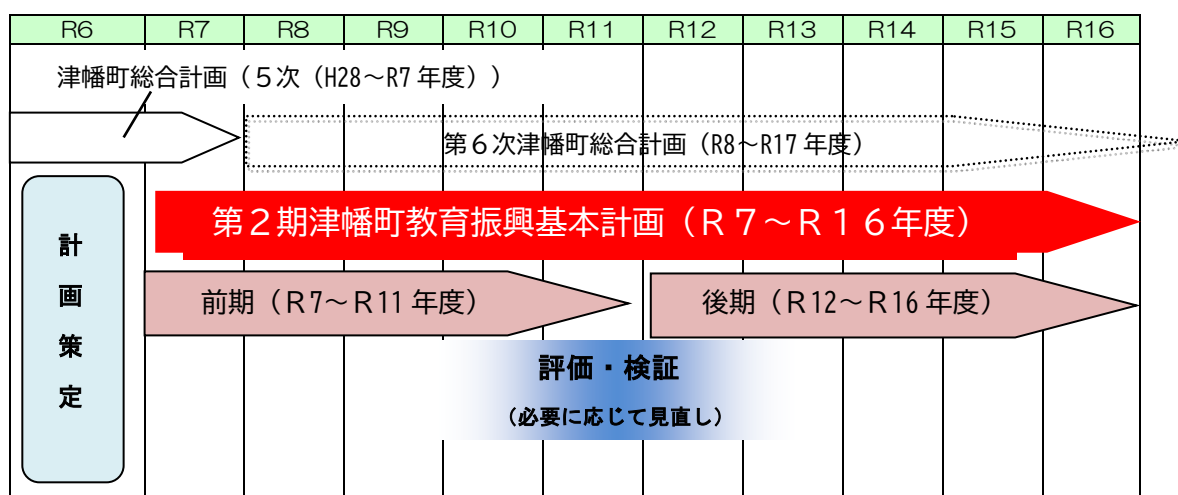
本計画は、教育基本法第１７条第２項に基づく津幡町の教育行政における基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織および運営に関する法律第１条の３に規定する「大綱」として位置づけます。

また、本町の行政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「第５次津幡町総合計画」等の関連計画とも整合性を保ちながら、今後策定予定の「第６次津幡町総合計画」における教育分野の個別計画としての性格を有します。

Ⅳ 計画の期間

教育振興基本計画は、令和７年度を初年度とし、令和１１年度までの５年間を中期期として「第６次津幡町総合計画」と調整しながら、再度見直しを図ります。

また、計画期間を１０年と定め、評価・検証を行い、必要に応じ、随時見直しを行います。



第2章

教育をめぐる現状と課題

第2章 教育をめぐる現状と課題

I 津幡町の教育を取り巻く状況

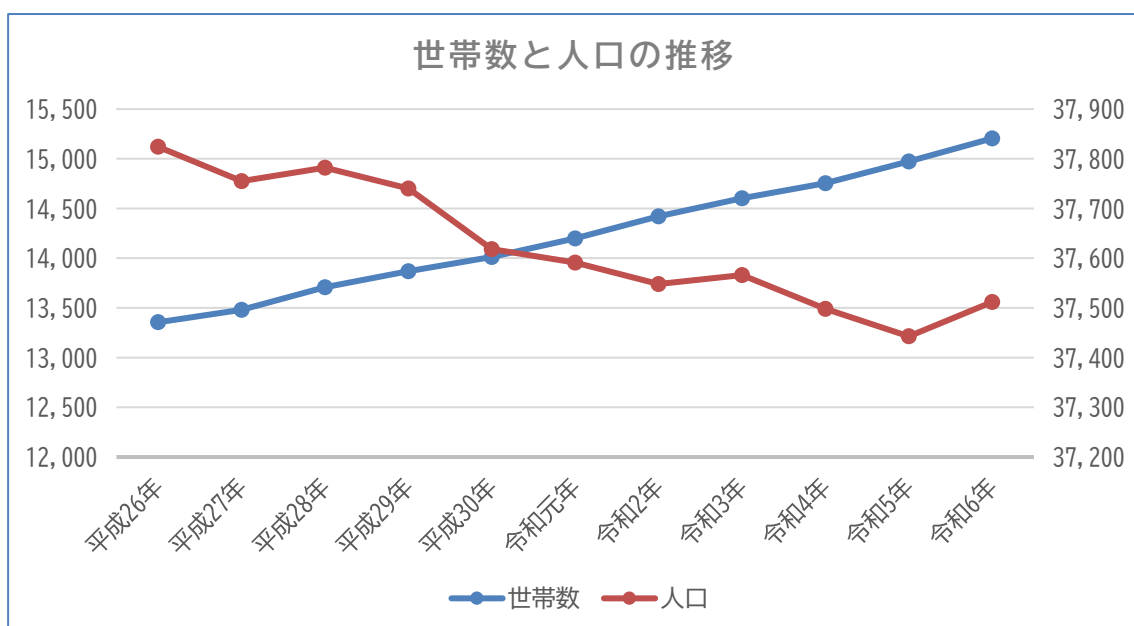
1. 人口等の状況

本町の令和6年12月末現在の人口総数は37,512人、世帯数は15,205世帯です。平成26年から令和6年まで世帯数では1,849世帯増加（約14%増加）しているものの、人口は312人減少（約1%減少）しています。

全国的に少子高齢化が進行し、人口減少が懸念される中、本町においても人口は停滞しており、将来的には少子高齢化が進むと予測されます。住宅地開発により町中心部は増加傾向にあるものの、中山間部においては減少の一途をたどっています。

津幡町の世帯数と人口 各年12月31日現在（単位：世帯、人）

年	世帯数（世帯）	前年との差	人口（人）	前年との差
平成26年	13,356		37,824	
平成27年	13,481	125	37,755	△69
平成28年	13,707	226	37,782	27
平成29年	13,869	162	37,740	△42
平成30年	14,011	142	37,618	△122
令和元年	14,198	187	37,591	△27
令和2年	14,420	222	37,548	△43
令和3年	14,602	182	37,566	18
令和4年	14,754	152	37,498	△68
令和5年	14,972	218	37,443	△55
令和6年	15,205	233	37,512	69



地区別の人口 各年3月31日現在（単位：人）

	津幡地区		中条地区		笠谷地区	
	人口	前年との差	人口	前年との差	人口	前年との差
平成30年	11,801		12,859		1,719	
令和元年	11,902	101	12,856	△ 3	1,704	△ 15
令和2年	11,873	△ 29	12,883	27	1,684	△ 20
令和3年	11,946	73	12,936	53	1,658	△ 26
令和4年	11,974	28	13,032	96	1,607	△ 51
令和5年	12,037	63	13,067	35	1,561	△ 46
令和6年	12,084	47	13,156	89	1,535	△ 26

	井上地区		英田地区		河合谷地区	
	人口	前年との差	人口	前年との差	人口	前年との差
平成30年	4,151		4,364		310	
令和元年	4,144	△ 7	4,346	△ 18	292	△ 18
令和2年	4,161	17	4,305	△ 41	277	△ 15
令和3年	4,176	15	4,287	△ 18	270	△ 7
令和4年	4,213	37	4,282	△ 5	254	△ 16
令和5年	4,160	△ 53	4,203	△ 79	236	△ 18
令和6年	4,122	△ 38	4,180	△ 23	222	△ 14

	俱利伽羅地区		全地区計	
	人口	前年との差	人口	前年との差
平成30年	2,334		37,538	
令和元年	2,293	△ 41	37,537	△ 1
令和2年	2,237	△ 56	37,420	△ 117
令和3年	2,153	△ 84	37,426	6
令和4年	2,105	△ 48	37,467	41
令和5年	2,064	△ 41	37,328	△ 139
令和6年	2,018	△ 46	37,317	△ 11

地区別でみると、平成30年から令和6年まででは、津幡地区と中条地区は増加傾向にあります。それ以外の地区は減少が見られ、特に笠谷地区、河合谷地区、俱利伽羅地区は大幅に減少しています。

2. 小学校、中学校の状況

令和6年5月1日現在、町内の小学校は9校、中学校は2校あり、小学校児童数は2,023人、中学校生徒数は1,051人となっています。

平成 30 年度から令和 6 年度までの町立小中学校の児童生徒数は、条南小学校はやや増加傾向にあるものの、ほとんどの小中学校では減少傾向となっており、特に、太白台小学校、中条小学校、津幡中学校は大幅な減少がみられます。また、中山間に位置する笠野小学校、刈安小学校、萩野台小学校の 3 校は小規模校で、多くの学年が複式学級となっており、学級数・児童数は地域によって大きな差が生じています。

津幡町立小中学校・教育センター一覧……P96

町立小中学校のクラス数と児童生徒数

	津幡小学校			太白台小学校		
	クラス数	児童数	前年との差	クラス数	児童数	前年との差
平成 30 年度	15	435		14	307	
令和元年度	14	417	△ 18	14	293	△ 14
令和 2 年度	15	413	△ 4	13	275	△ 18
令和 3 年度	16	408	△ 5	13	260	△ 15
令和 4 年度	15	405	△ 3	13	258	△ 2
令和 5 年度	16	409	4	13	246	△ 12
令和 6 年度	18	419	10	13	228	△ 18

	中条小学校			条南小学校		
	クラス数	児童数	前年との差	クラス数	児童数	前年との差
平成 30 年度	15	416		18	466	
令和元年度	14	413	△ 3	18	483	17
令和 2 年度	14	395	△ 18	18	487	4
令和 3 年度	14	370	△ 25	19	482	△ 5
令和 4 年度	14	365	△ 5	19	483	1
令和 5 年度	14	336	△ 29	20	499	16
令和 6 年度	14	325	△ 11	20	492	△ 7

	井上小学校			笠野小学校		
	クラス数	児童数	前年との差	クラス数	児童数	前年との差
平成 30 年度	13	275		5	38	
令和元年度	13	274	△ 1	5	35	△ 3
令和 2 年度	13	272	△ 2	5	30	△ 5
令和 3 年度	13	281	9	6	29	△ 1
令和 4 年度	14	289	8	6	32	3
令和 5 年度	15	291	2	5	32	0
令和 6 年度	14	287	△ 4	4	29	△ 3

	英田小学校			刈安小学校		
	クラス数	児童数	前年との差	クラス数	児童数	前年との差
平成 30 年度	10	218		4	25	
令和元年度	10	201	△ 17	4	27	2
令和 2 年度	10	189	△ 12	4	20	△ 7
令和 3 年度	9	183	△ 6	4	19	△ 1
令和 4 年度	8	175	△ 8	5	21	2
令和 5 年度	9	194	19	5	17	△ 4
令和 6 年度	9	191	△ 3	5	16	△ 1

	萩野台小学校			小学校計		
	クラス数	児童数	前年との差	クラス数	児童数	前年との差
平成 30 年度	7	53		101	2,233	
令和元年度	6	48	△ 5	98	2,191	△ 42
令和 2 年度	6	49	1	98	2,130	△ 61
令和 3 年度	5	42	△ 7	99	2,074	△ 56
令和 4 年度	4	37	△ 5	98	2,065	△ 9
令和 5 年度	5	35	△ 2	102	2,059	△ 6
令和 6 年度	5	36	1	102	2,023	△ 36

	津幡中学校			津幡南中学校		
	クラス数	生徒数	前年との差	クラス数	生徒数	前年との差
平成 30 年度	19	589		18	548	
令和元年度	18	579	△ 10	17	512	△ 36
令和 2 年度	18	576	△ 3	18	549	37
令和 3 年度	17	552	△ 24	18	573	24
令和 4 年度	17	517	△ 35	19	574	1
令和 5 年度	16	494	△ 23	19	554	△ 20
令和 6 年度	16	508	14	20	543	△ 11

	中学校計		
	クラス数	生徒数	前年との差
平成 30 年度	37	1,137	
令和元年度	35	1,091	△ 46
令和 2 年度	36	1,125	34
令和 3 年度	35	1,125	0
令和 4 年度	36	1,091	△ 34
令和 5 年度	35	1,048	△ 43
令和 6 年度	36	1,051	3

3-1 学校環境の状況（ICT教育環境の状況）

本町では、GIGAスクール構想に係る端末整備により令和2年度に全児童生徒に学習者用タブレットPCを配備し、授業のICT利活用を進めています。

教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けた国の動向を踏まえ、今後はさらなるネットワーク環境の整備と、学習者用タブレットPCの安定的な活用を可能とする環境づくりが求められます。

3-2 学校環境の状況（学校給食の状況）

本町の給食はそれぞれの学校に調理場を設ける自校方式をとり、安全で美味しい給食の提供を推進しています。しかしながら、児童の減少とそれに伴う給食調理の管理体制の観点から、平成30年度には萩野台小学校を共同調理場とし、刈安小学校、笠野小学校へ配送しています。

しかし、近年の物価上昇や燃料費高騰に加え、給食設備の老朽化等への対応が喫緊の課題となっています。

3-3 学校環境の状況（いじめ、不登校等、教職員の働き方）

児童生徒のいじめ・不登校問題など学校を取り巻く環境は複雑な課題を抱えています。スマートフォンやインターネットでの誹謗中傷や非行への誘導、詐欺被害などの危険性もはらんできており、深刻な事態になる前の予防が急務となっています。

それに伴い、教職員の心理的負担も大きくなり、質の高い学習環境を整えるために教職員への支援、働き方の改善が求められています。

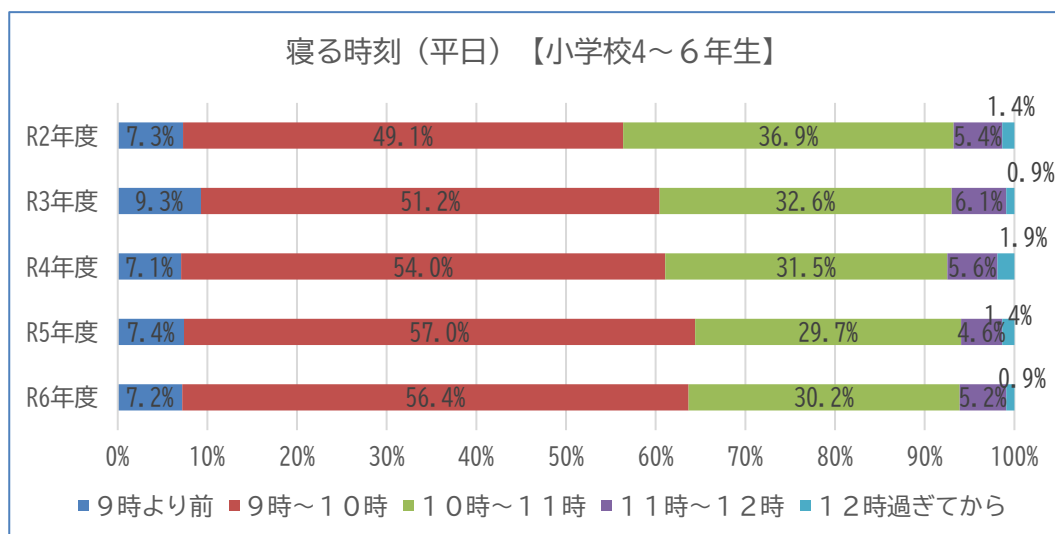
4 児童生徒の学習や生活の状況

本町の児童生徒生活状況調査の結果から、心身の健やかな成長や社会性を身につけ、豊かな人間性を育むためにも、バランスのよい生活習慣が大切です。本町の多くの児童生徒は望ましい生活習慣を維持している状況ですが、一方で、朝食を食べない、十分な睡眠時間が取れていないなどの児童生徒が一定の割合で見られます。そのことから、本町の児童生徒の生活状況を把握・分析し、学校や家庭と連携を図りながら継続的に改善を図ることが大切です。

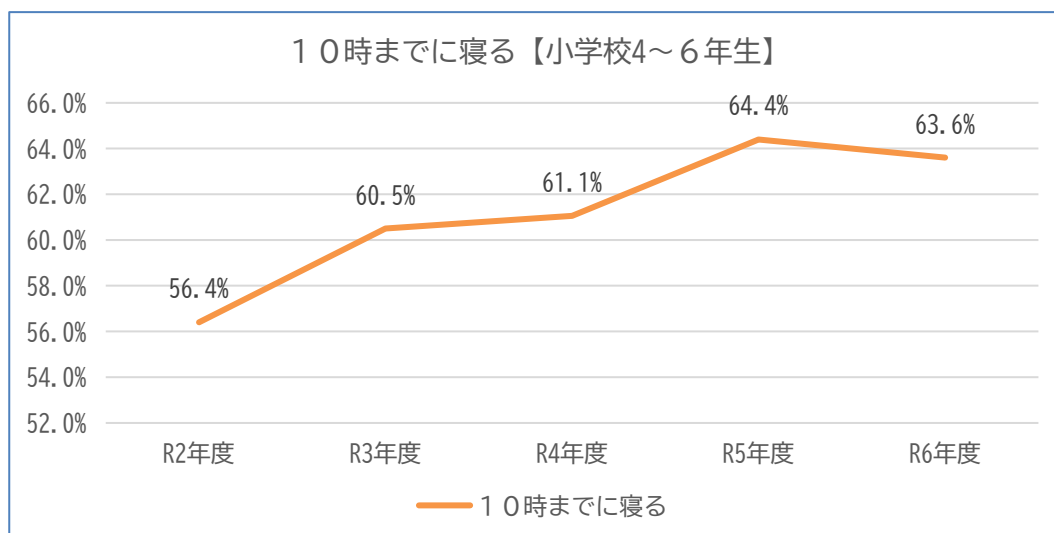
A1 寝る時間（平日）

（町立全小学校 4 年生～6 年生）

	9 時より 前	9 時～ 10 時	10 時～ 11 時	11 時～ 12 時	12 時過 ぎてから	10 時ま でに寝る
令和 2 年度	7.3%	49.1%	36.9%	5.4%	1.4%	56.4%
令和 3 年度	9.3%	51.2%	32.6%	6.1%	0.9%	60.5%
令和 4 年度	7.1%	54.0%	31.5%	5.6%	1.9%	61.1%
令和 5 年度	7.4%	57.0%	29.7%	4.6%	1.4%	64.4%
令和 6 年度	7.2%	56.4%	30.2%	5.2%	0.9%	63.6%



（以降 グラフにおいて「令和」を「R」で表記します。）

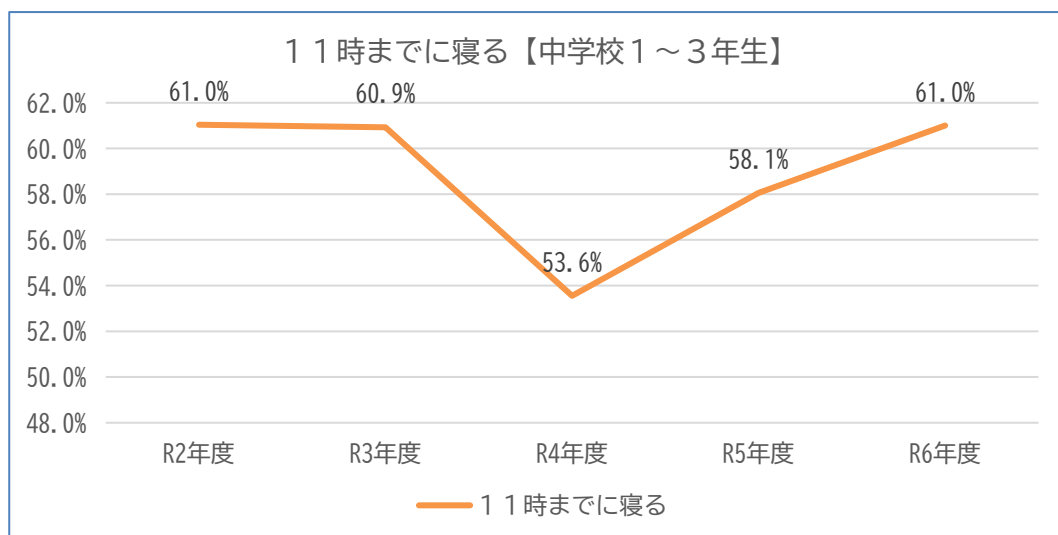
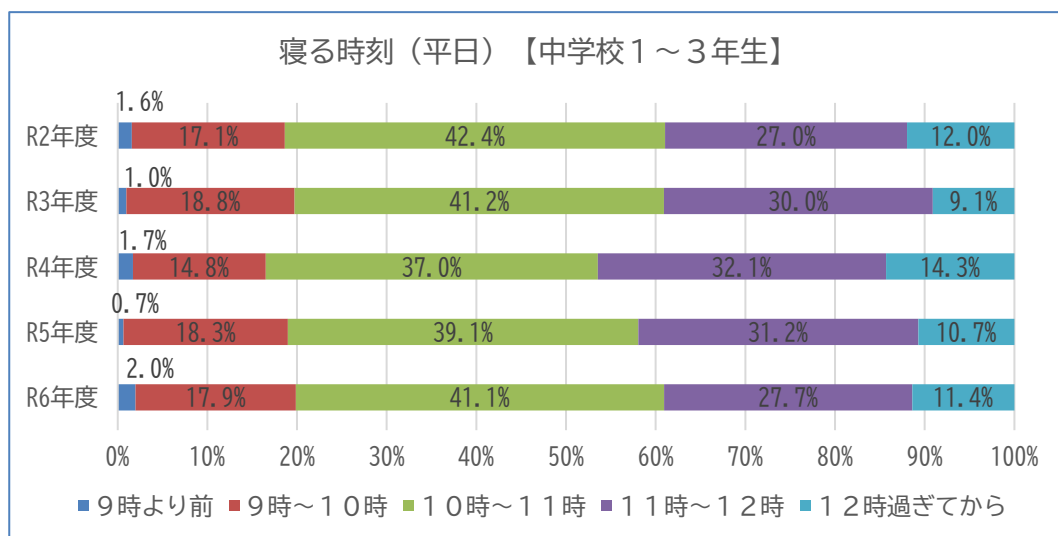


小学4年～6年生では、10時までに寝る比率が徐々に増えている傾向にあります
が、10時以降に寝る児童も常に4割前後います。

A1 寝る時間（平日）

（町立全中学校1年生～3年生）

	9時より前	9時～10時	10時～11時	11時～12時	12時過ぎてから	11時までに寝る
令和2年度	1.6%	17.1%	42.4%	27.0%	12.0%	61.0%
令和3年度	1.0%	18.8%	41.2%	30.0%	9.1%	60.9%
令和4年度	1.7%	14.8%	37.0%	32.1%	14.3%	53.6%
令和5年度	0.7%	18.3%	39.1%	31.2%	10.7%	58.1%
令和6年度	2.0%	17.9%	41.1%	27.7%	11.4%	61.0%

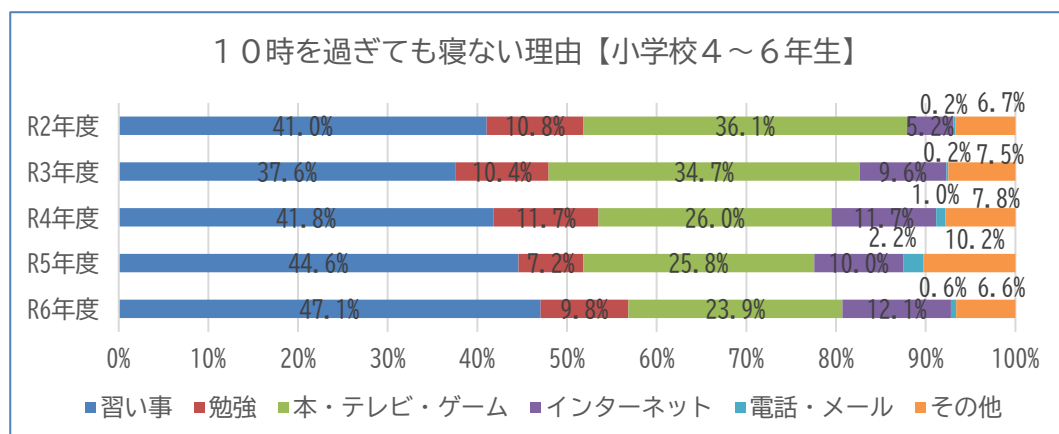


中学生では、令和4年度には11時以降まで起きている生徒が半数近くいましたが、その他の年は概ね6割前後、11時までに寝ているようです。

A2 10時を過ぎても寝ない理由

(町立全小学校4年生～6年生)

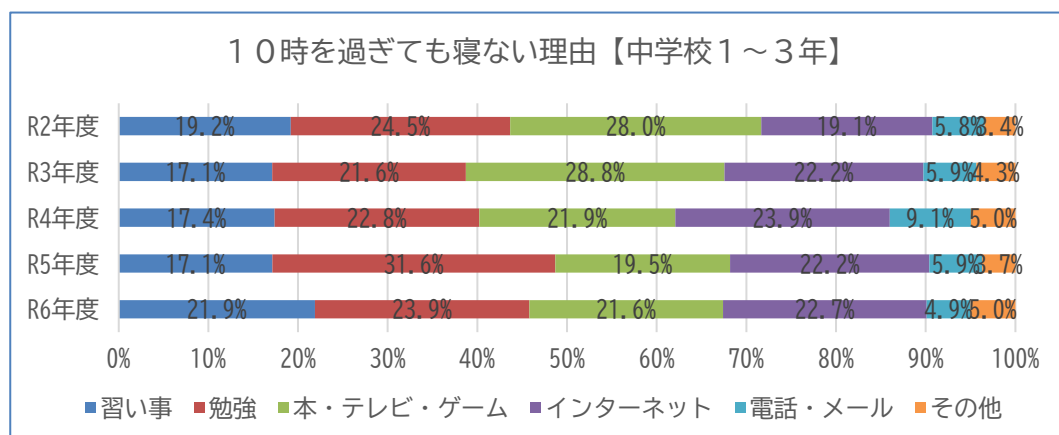
	習い事	勉強	本・テレビ・ゲーム	インターネット	電話・メール	その他	インターネット・電話
令和2年度	41.0%	10.8%	36.1%	5.2%	0.2%	6.7%	5.4%
令和3年度	37.6%	10.4%	34.7%	9.6%	0.2%	7.5%	9.9%
令和4年度	41.8%	11.7%	26.0%	11.7%	1.0%	7.8%	12.7%
令和5年度	44.6%	7.2%	25.8%	10.0%	2.2%	10.2%	12.2%
令和6年度	47.1%	9.8%	23.9%	12.1%	0.6%	6.6%	12.7%



A2 10時を過ぎても寝ない理由

(町立全中学校1年生～3年生)

	習い事	勉強	本・テレビ・ゲーム	インターネット	電話・メール	その他	インターネット・電話
令和2年度	19.2%	24.5%	28.0%	19.1%	5.8%	3.4%	24.9%
令和3年度	17.1%	21.6%	28.8%	22.2%	5.9%	4.3%	28.1%
令和4年度	17.4%	22.8%	21.9%	23.9%	9.1%	5.0%	33.0%
令和5年度	17.1%	31.6%	19.5%	22.2%	5.9%	3.7%	28.1%
令和6年度	21.9%	23.9%	21.6%	22.7%	4.9%	5.0%	27.6%

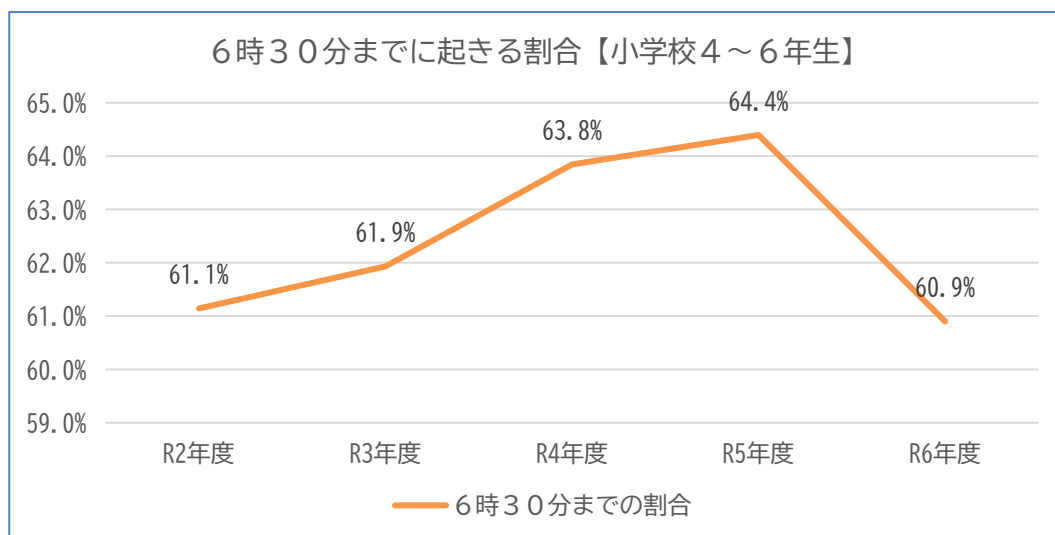
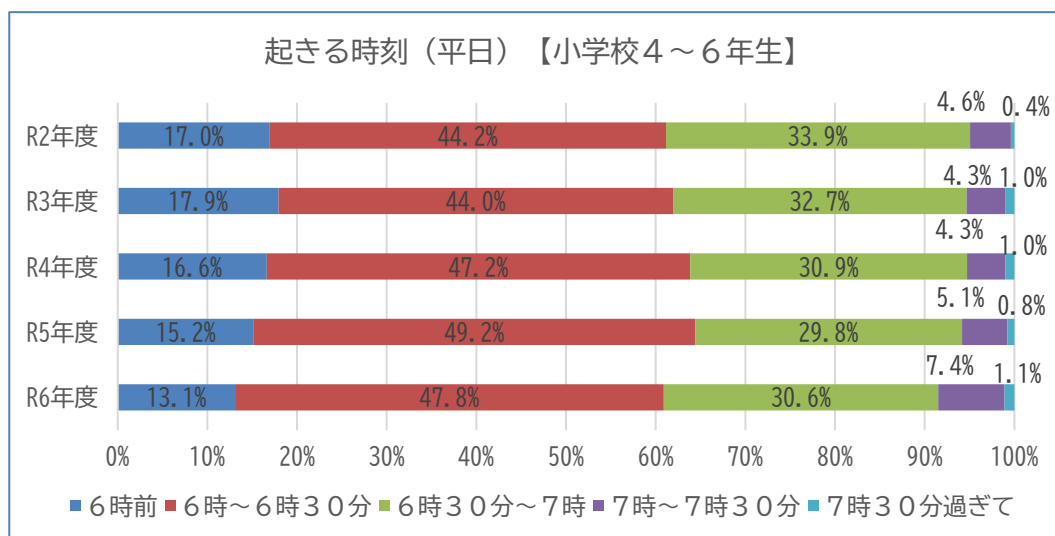


小学4～6年生、中学生とも、10時までに寝ない理由としては、習い事や勉強のためという児童生徒が約半数、それ以外の本・ゲーム、インターネット等という児童生徒も約半数います。

B 起きる時刻（平日）

（町立全小学校 4 年生～6 年生）

	6 時前	6 時～6 時 3 0 分	6 時 3 0 分 ～ 7 時	7 時～7 時 3 0 分	7 時 3 0 分 過ぎて	6 時 3 0 分 までの割合
令和 2 年度	17.0%	44.2%	33.9%	4.6%	0.4%	61.1%
令和 3 年度	17.9%	44.0%	32.7%	4.3%	1.0%	61.9%
令和 4 年度	16.6%	47.2%	30.9%	4.3%	1.0%	63.8%
令和 5 年度	15.2%	49.2%	29.8%	5.1%	0.8%	64.4%
令和 6 年度	13.1%	47.8%	30.6%	7.4%	1.1%	60.9%

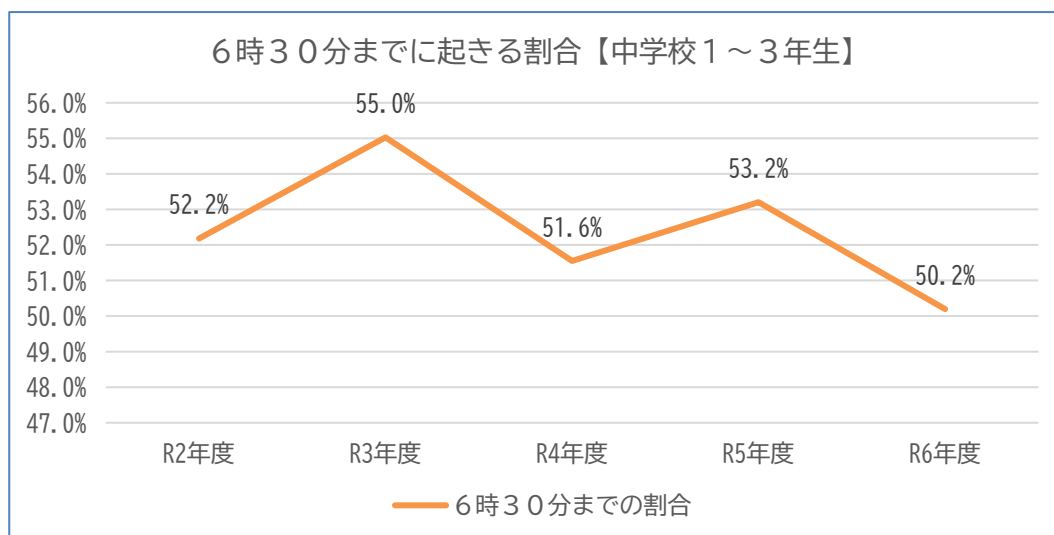
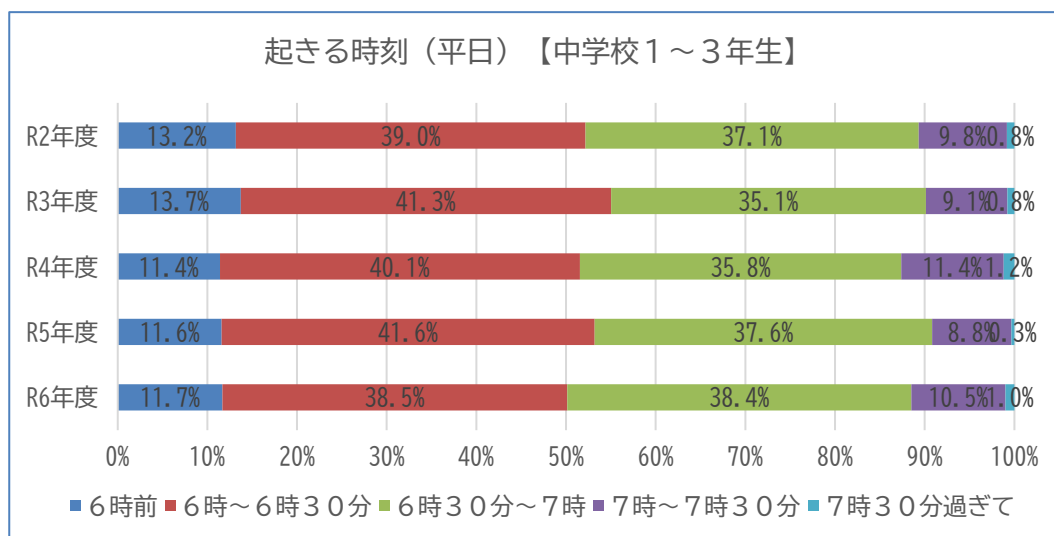


小学 4～6 年生の起きる時間では、6 時 3 0 分まで起きる児童は 6 割を超えています。しかし、7 時以降に起きる児童は近年 5 %を超えていることがわかります。

B 起きる時刻（平日）

（町立全中学校１年生～３年生）

	６時前	６時～６時 ３０分	６時３０分 ～７時	７時～７時 ３０分	７時３０分 過ぎて	６時３０分 までの割合
令和２年度	13.2%	39.0%	37.1%	9.8%	0.8%	52.2%
令和３年度	13.7%	41.3%	35.1%	9.1%	0.8%	55.0%
令和４年度	11.4%	40.1%	35.8%	11.4%	1.2%	51.6%
令和５年度	11.6%	41.6%	37.6%	8.8%	0.3%	53.2%
令和６年度	11.7%	38.5%	38.4%	10.5%	1.0%	50.2%

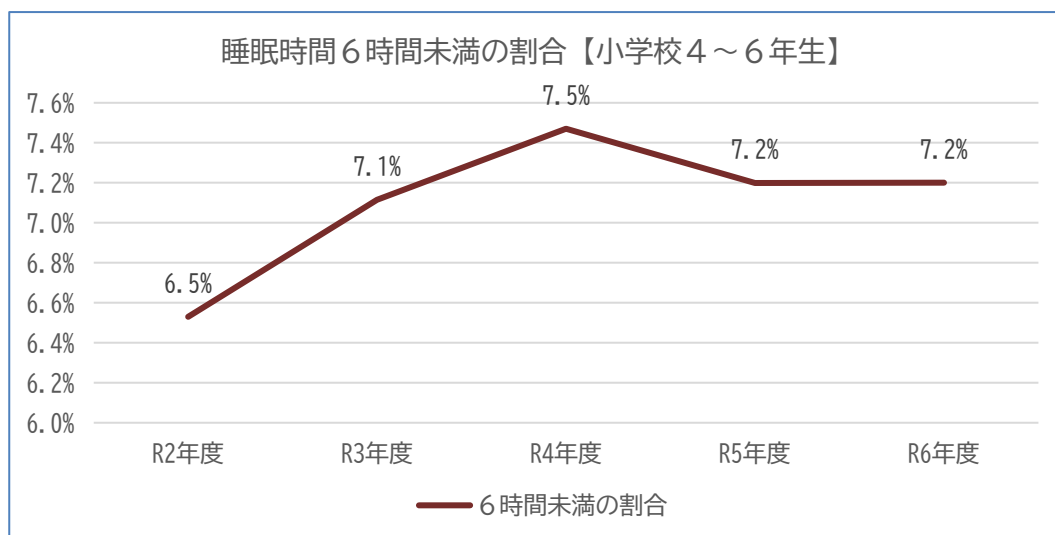
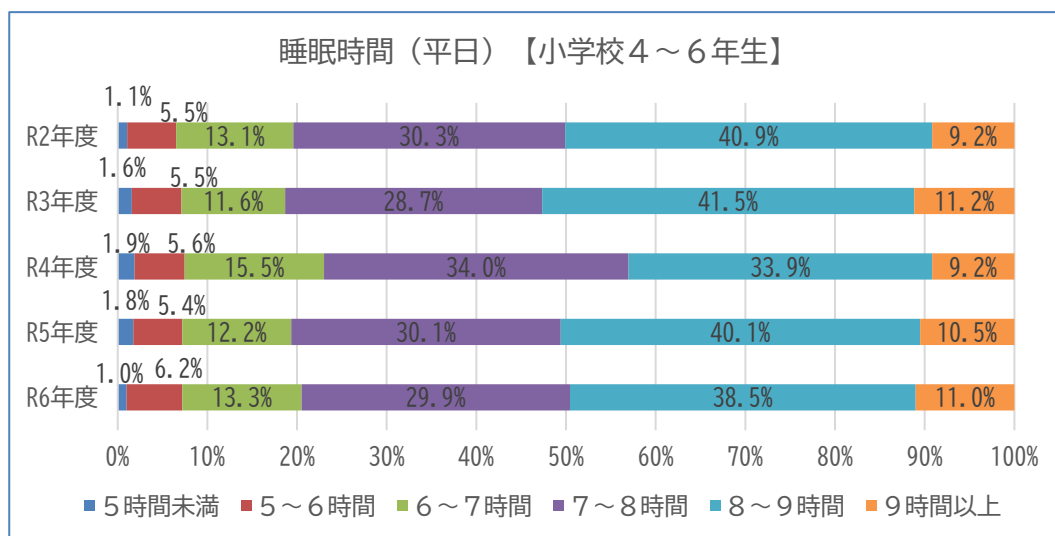


中学生では小学４～６年生よりも６時３０分までに起きる生徒の割合が減っています。７時以降に起きる生徒が１０％程度いることがわかります。

C 睡眠時間（平日）

（町立全小学校 4 年生～6 年生）

	5時間未満	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間	9時間以上	7時間以上の割合	6時間未満の割合
令和2年度	1.1%	5.5%	13.1%	30.3%	40.9%	9.2%	80.4%	6.5%
令和3年度	1.6%	5.5%	11.6%	28.7%	41.5%	11.2%	81.3%	7.1%
令和4年度	1.9%	5.6%	15.5%	34.0%	33.9%	9.2%	77.0%	7.5%
令和5年度	1.8%	5.4%	12.2%	30.1%	40.1%	10.5%	80.6%	7.2%
令和6年度	1.0%	6.2%	13.3%	29.9%	38.5%	11.0%	79.4%	7.2%

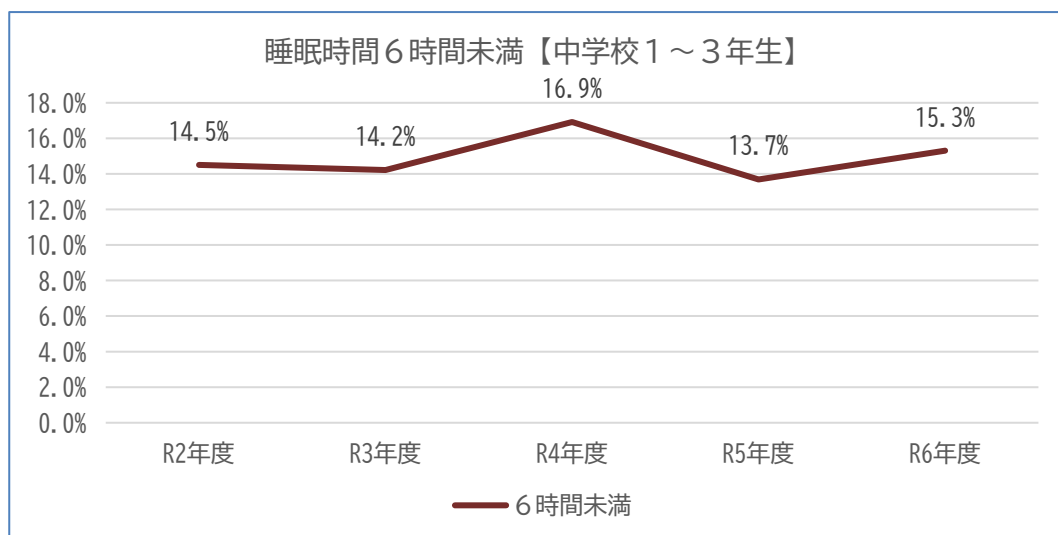
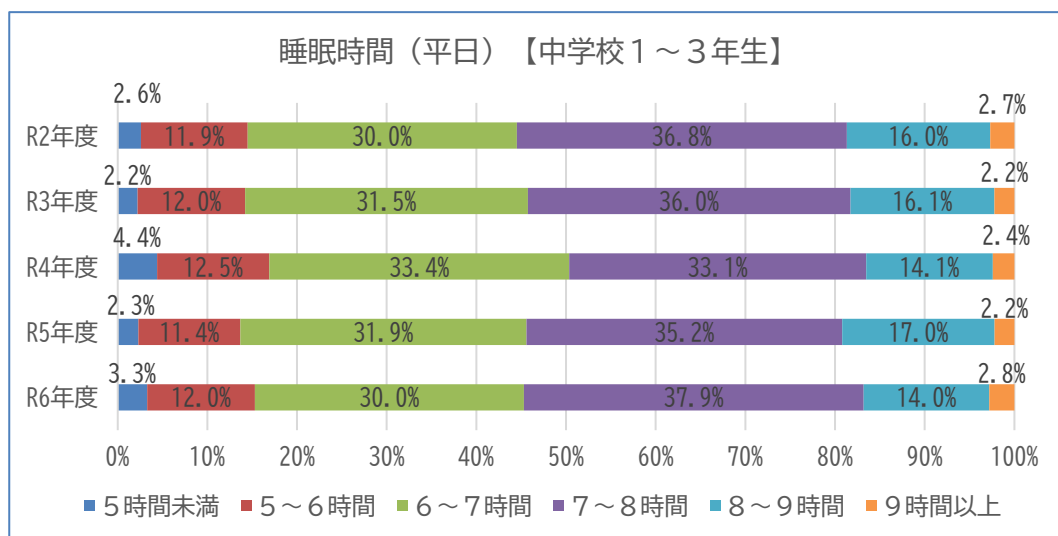


小学4～6年生では、7時間以上睡眠をとっている児童の割合は8割程度となっていますが、一方で、6時間未満の児童も7%前後いることがわかります。

C 睡眠時間（平日）

（町立全中学校1年生～3年生）

	5時間未満	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間	9時間以上	7時間以上の割合	6時間未満の割合
令和2年度	2.6%	11.9%	30.0%	36.8%	16.0%	2.7%	55.5%	14.5%
令和3年度	2.2%	12.0%	31.5%	36.0%	16.1%	2.2%	54.3%	14.2%
令和4年度	4.4%	12.5%	33.4%	33.1%	14.1%	2.4%	49.6%	16.9%
令和5年度	2.3%	11.4%	31.9%	35.2%	17.0%	2.2%	54.4%	13.7%
令和6年度	3.3%	12.0%	30.0%	37.9%	14.0%	2.8%	54.7%	15.3%

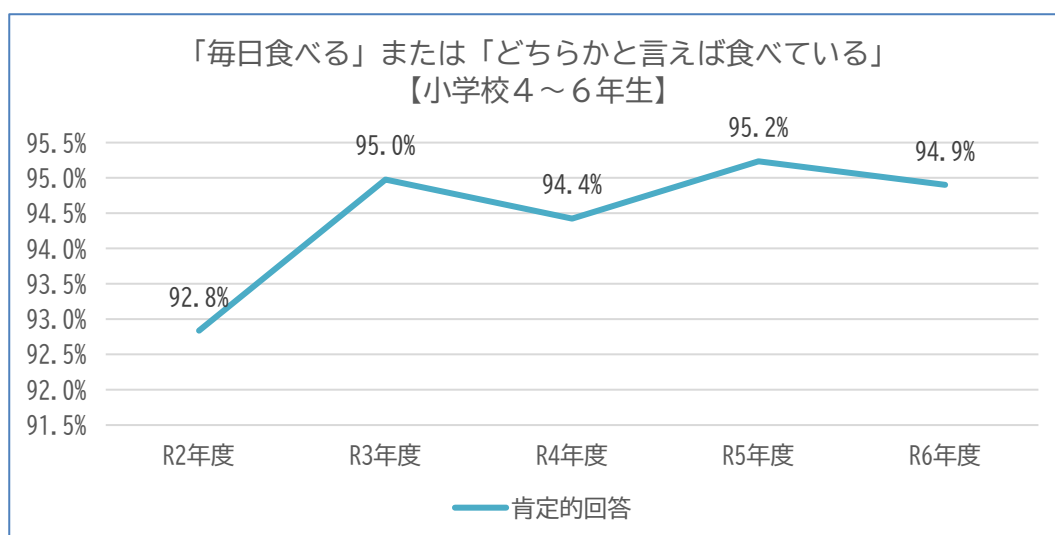
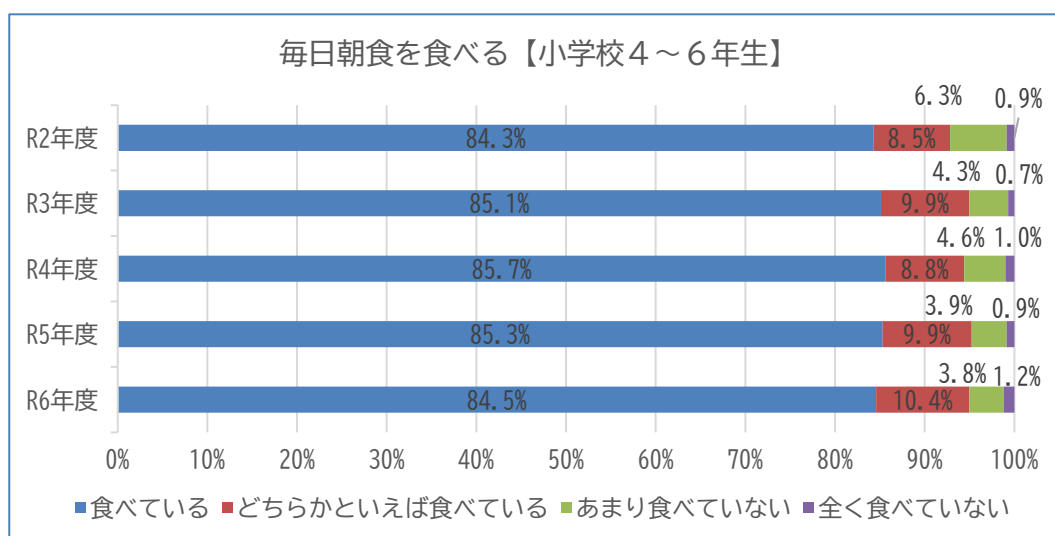


中学生では、小学生より睡眠時間が少ないことがわかります。小学4～6年生では7時間以上が8割程度ありましたが、中学生になると約5割まで減少しました。

D1 毎日朝食を食べる

(町立全小学校 4 年生～6 年生)

	食べている	どちらかとい えば食べてい る	あまり食べて いない	全く食べてい ない	食べる、または どちらかとい えば食べる
令和 2 年度	84.3%	8.5%	6.3%	0.9%	92.8%
令和 3 年度	85.1%	9.9%	4.3%	0.7%	95.0%
令和 4 年度	85.7%	8.8%	4.6%	1.0%	94.4%
令和 5 年度	85.3%	9.9%	3.9%	0.9%	95.2%
令和 6 年度	84.5%	10.4%	3.8%	1.2%	94.9%

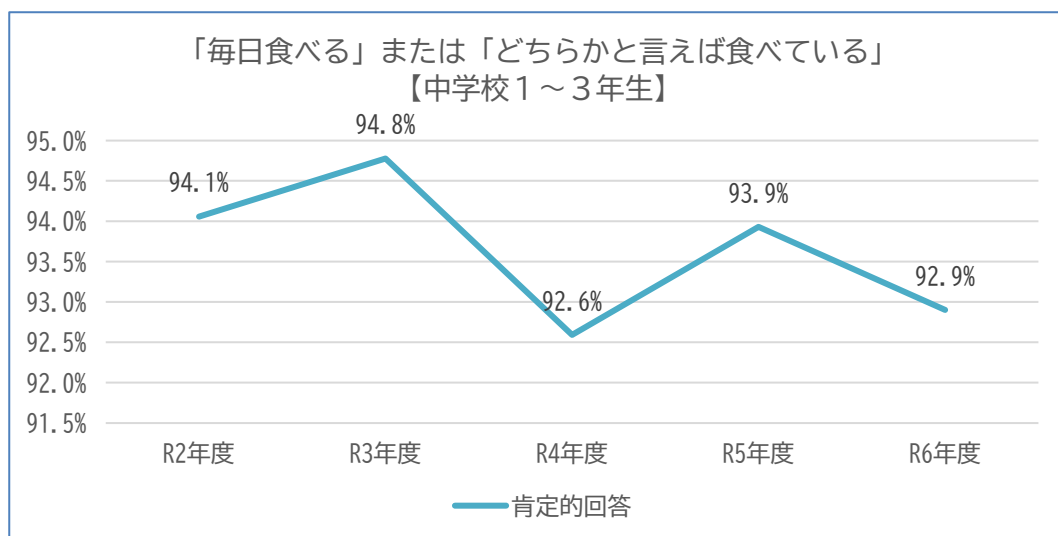
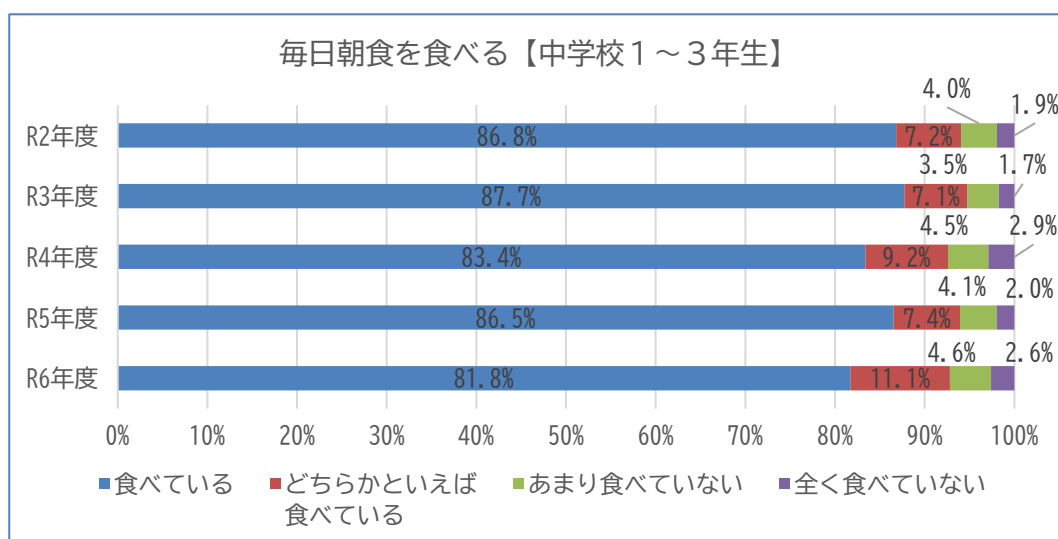


小学 4～6 年生では、ほとんどの児童が朝食を食べていますが、約 5% の児童が朝食を食べていないことがわかります。

D1 毎日朝食を食べる

(町立全中学校1年生～3年生)

	食べている	どちらかといえば食べている	あまり食べていない	全く食べていない	食べる、またはどちらかといえば食べる
令和2年度	86.8%	7.2%	4.0%	1.9%	94.1%
令和3年度	87.7%	7.1%	3.5%	1.7%	94.8%
令和4年度	83.4%	9.2%	4.5%	2.9%	92.6%
令和5年度	86.5%	7.4%	4.1%	2.0%	93.9%
令和6年度	81.8%	11.1%	4.6%	2.6%	92.9%

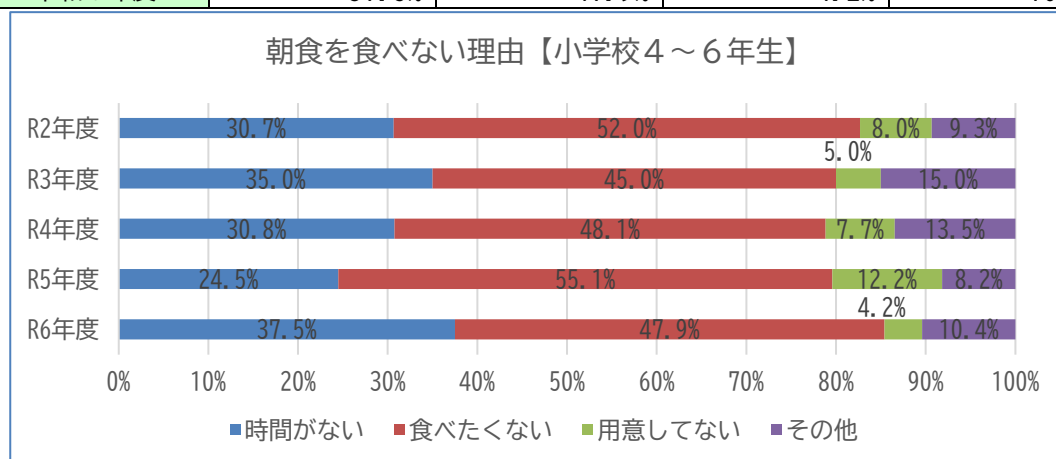


中学生においては、約5%～7%の生徒が朝食を食べていないことがわかります。

D2 朝食を食べない理由

(町立全小学校 4 年生～6 年生)

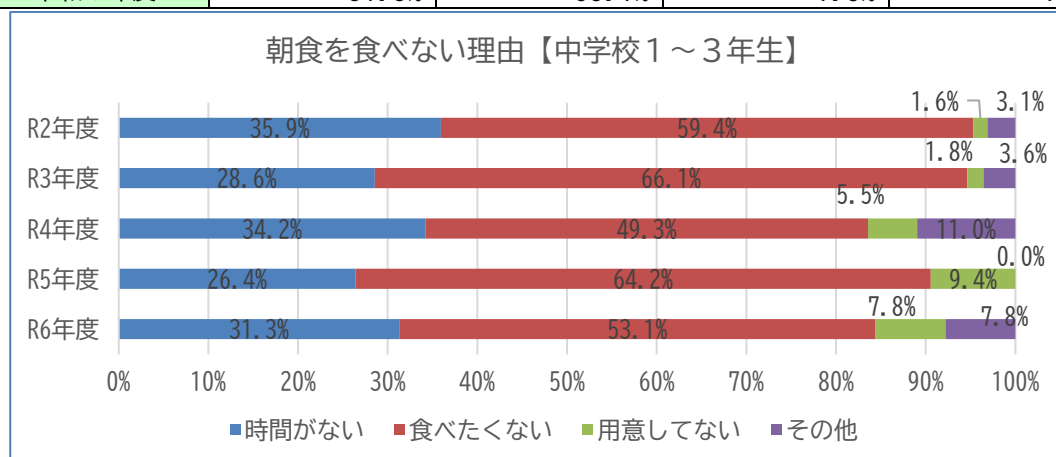
	時間がない	食べたくない	用意してない	その他
令和 2 年度	30.7%	52.0%	8.0%	9.3%
令和 3 年度	35.0%	45.0%	5.0%	15.0%
令和 4 年度	30.8%	48.1%	7.7%	13.5%
令和 5 年度	24.5%	55.1%	12.2%	8.2%
令和 6 年度	37.5%	47.9%	4.2%	10.4%



D2 朝食を食べない理由

(町立全中学校 1 年生～3 年生)

	時間がない	食べたくない	用意してない	その他
令和 2 年度	35.9%	59.4%	1.6%	3.1%
令和 3 年度	28.6%	66.1%	1.8%	3.6%
令和 4 年度	34.2%	49.3%	5.5%	11.0%
令和 5 年度	26.4%	64.2%	9.4%	0.0%
令和 6 年度	31.3%	53.1%	7.8%	7.8%

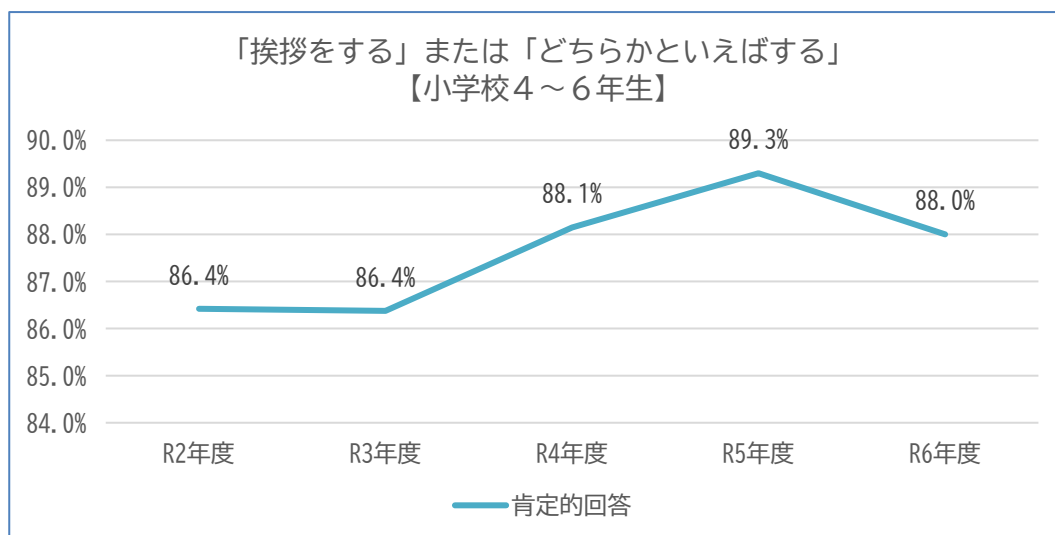
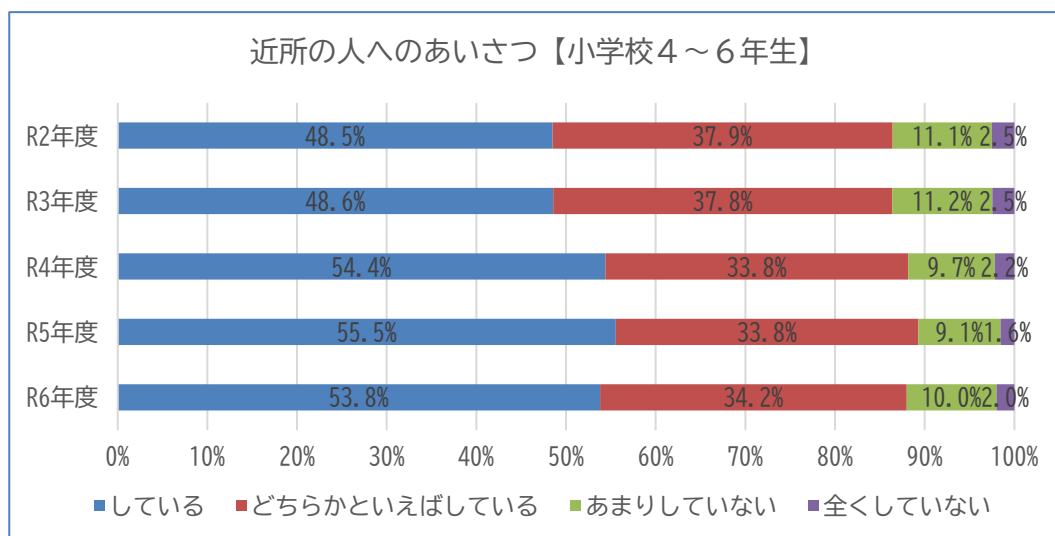


小学 4～6 年生、中学生とも、食べたくないという理由が一番多く、時間がないと回答した児童生徒も 3 割前後います。また、朝食を用意していないという回答が増加していることが気になります。

E 近所の人へのあいさつ

(町立全小学校 4 年生～6 年生)

	している	どちらかとい えばしている	あまりして いない	全くしてい ない	肯定的回答	否定的回答
令和 2 年度	48.5%	37.9%	11.1%	2.5%	86.4%	13.6%
令和 3 年度	48.6%	37.8%	11.2%	2.5%	86.4%	13.6%
令和 4 年度	54.4%	33.8%	9.7%	2.2%	88.1%	11.9%
令和 5 年度	55.5%	33.8%	9.1%	1.6%	89.3%	10.7%
令和 6 年度	53.8%	34.2%	10.0%	2.0%	88.0%	12.0%

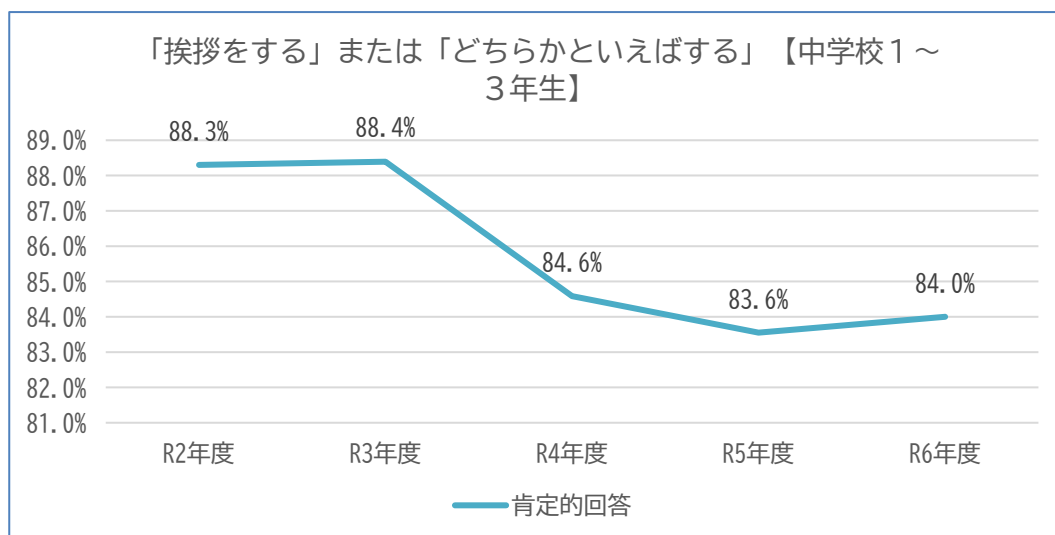
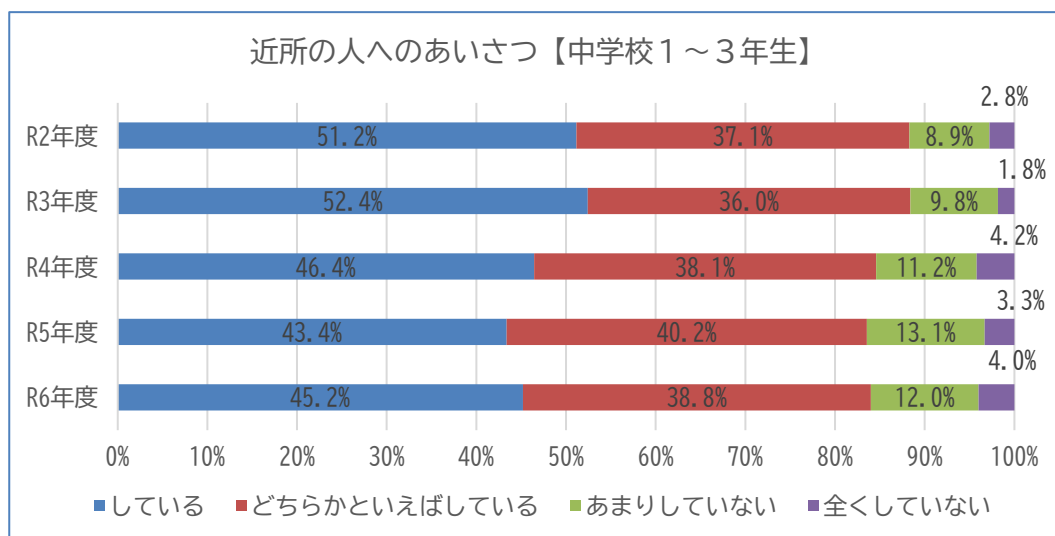


小学 4～6 年生では 8 割以上の児童があいさつをすると回答しており、近年は 9 割近くになっています。

E 近所の人へのあいさつ

(町立全中学校1年生～3年生)

	している	どちらかといえばしている	あまりしていない	全くしていない	肯定的回答	否定的回答
令和2年度	51.2%	37.1%	8.9%	2.8%	88.3%	11.7%
令和3年度	52.4%	36.0%	9.8%	1.8%	88.4%	11.6%
令和4年度	46.4%	38.1%	11.2%	4.2%	84.6%	15.4%
令和5年度	43.4%	40.2%	13.1%	3.3%	83.6%	16.4%
令和6年度	45.2%	38.8%	12.0%	4.0%	84.0%	16.0%

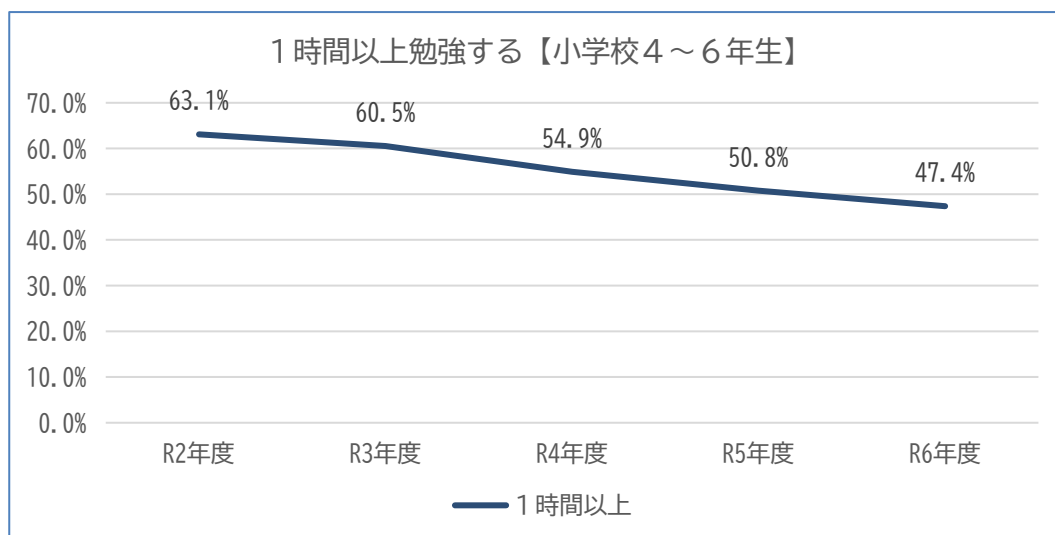
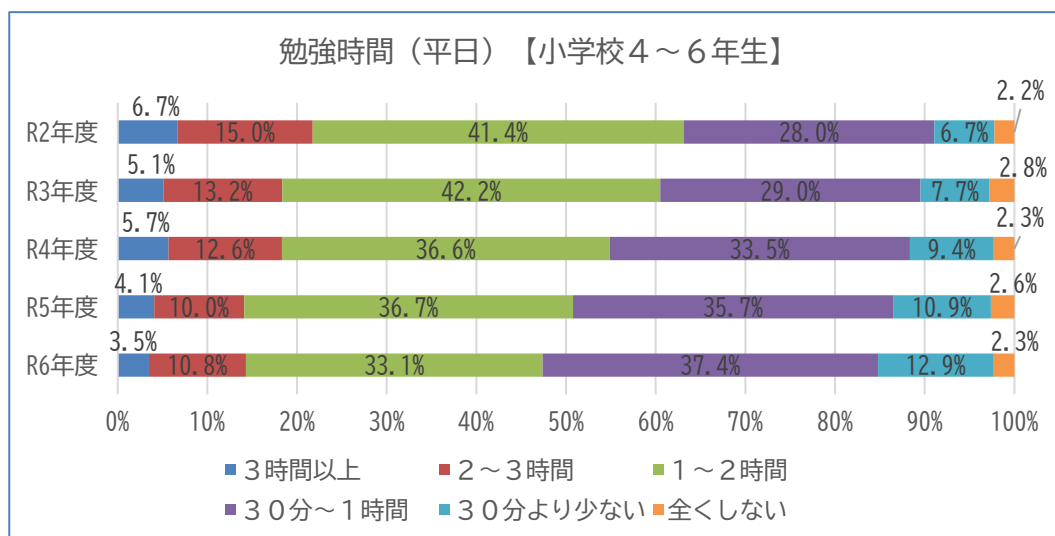


中学生においても、小学4～6年生と同様に8割以上の生徒が挨拶をしています、令和4年度からは4%程度減少しています。

F 勉強時間（平日）

（町立全小学校 4 年生～6 年生）

	3時間以上	2～3時間	1～2時間	30分～1時間	30分より少ない	全くしない	1時間以上
令和2年度	6.7%	15.0%	41.4%	28.0%	6.7%	2.2%	63.1%
令和3年度	5.1%	13.2%	42.2%	29.0%	7.7%	2.8%	60.5%
令和4年度	5.7%	12.6%	36.6%	33.5%	9.4%	2.3%	54.9%
令和5年度	4.1%	10.0%	36.7%	35.7%	10.9%	2.6%	50.8%
令和6年度	3.5%	10.8%	33.1%	37.4%	12.9%	2.3%	47.4%

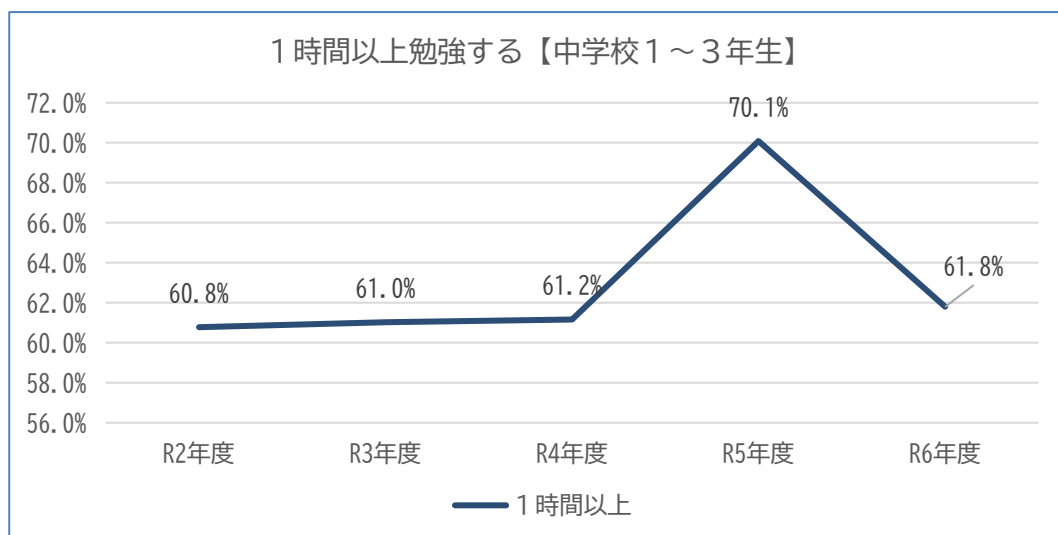
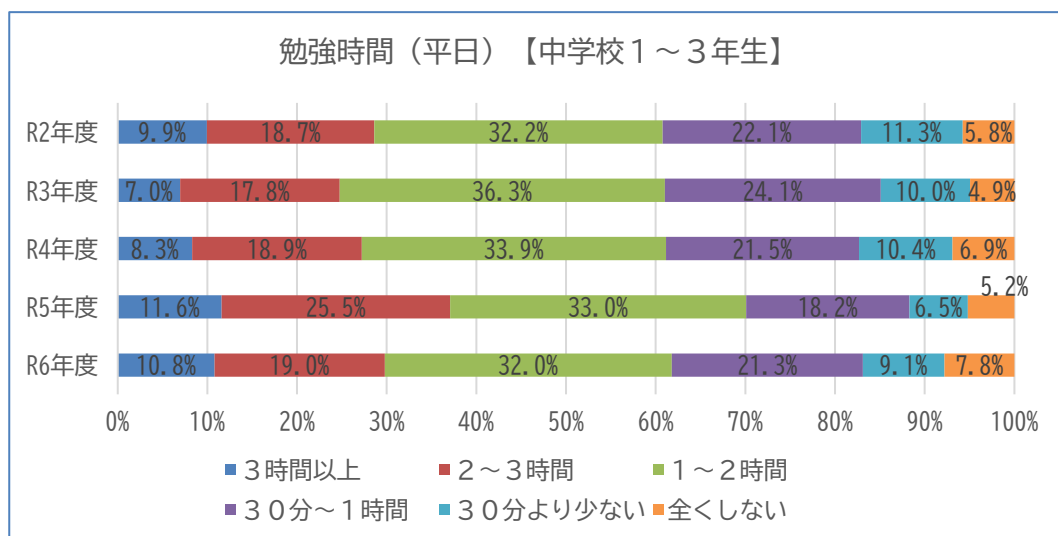


小学4～6年生では、令和2年度では6割以上が1時間以上勉強していましたが、年々減少し、令和6年度では5割以下となりました。

F 勉強時間（平日）

（町立全中学校１年生～３年生）

	３時間以上	２～３時間	１～２時間	３０分～１時間	３０分より少ない	全くしない	１時間以上
令和２年度	9.9%	18.7%	32.2%	22.1%	11.3%	5.8%	60.8%
令和３年度	7.0%	17.8%	36.3%	24.1%	10.0%	4.9%	61.0%
令和４年度	8.3%	18.9%	33.9%	21.5%	10.4%	6.9%	61.2%
令和５年度	11.6%	25.5%	33.0%	18.2%	6.5%	5.2%	70.1%
令和６年度	10.8%	19.0%	32.0%	21.3%	9.1%	7.8%	61.8%

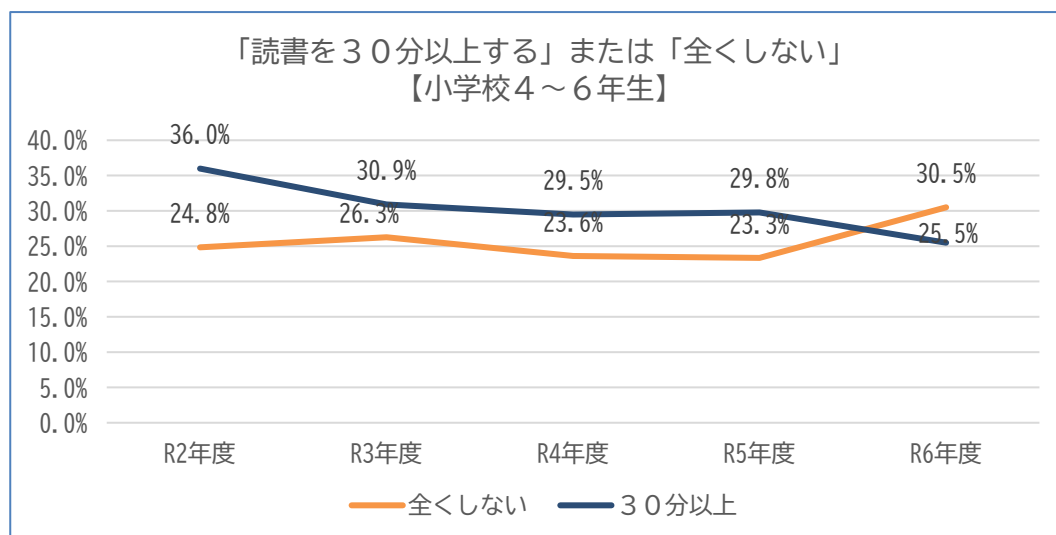
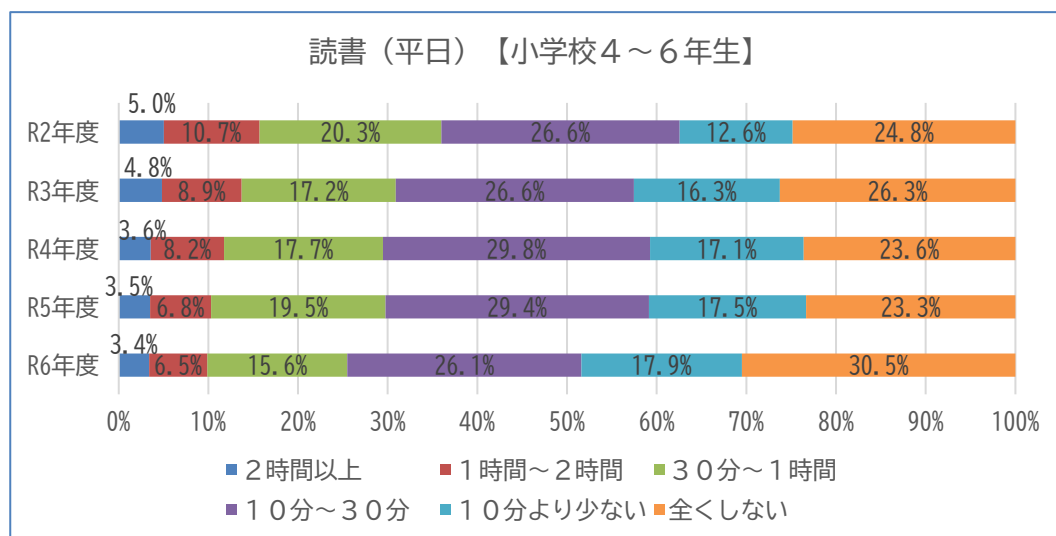


中学生では、概ね６割以上が１時間以上勉強しています。しかし、５～７％の生徒が全くしていないと回答しています。

G 読書（平日）

（町立全小学校 4 年生～6 年生）

	2時間以上	1時間～2時間	30分～1時間	10分～30分	10分より少ない	全くしない	30分以上
令和2年度	5.0%	10.7%	20.3%	26.6%	12.6%	24.8%	36.0%
令和3年度	4.8%	8.9%	17.2%	26.6%	16.3%	26.3%	30.9%
令和4年度	3.6%	8.2%	17.7%	29.8%	17.1%	23.6%	29.5%
令和5年度	3.5%	6.8%	19.5%	29.4%	17.5%	23.3%	29.8%
令和6年度	3.4%	6.5%	15.6%	26.1%	17.9%	30.5%	25.5%

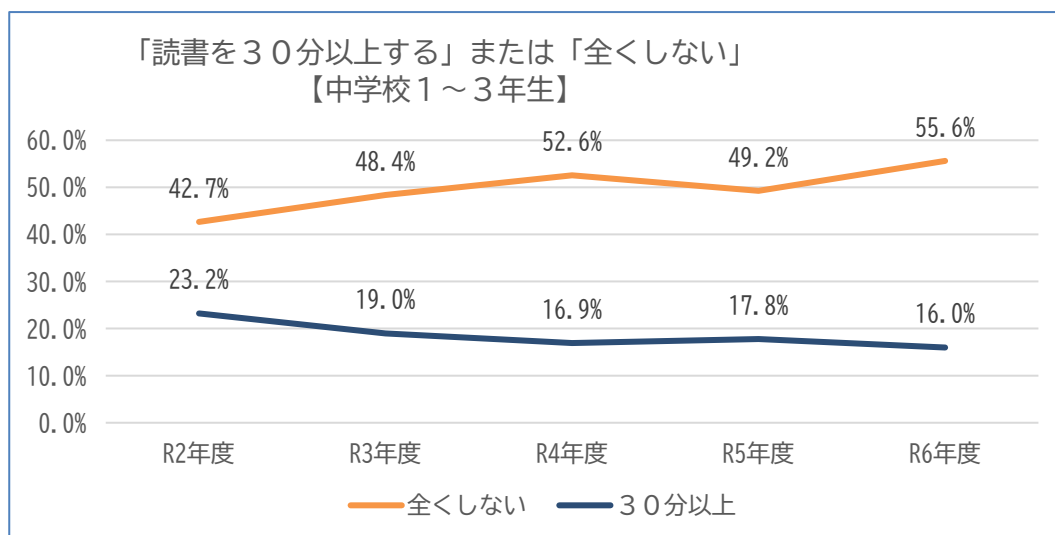
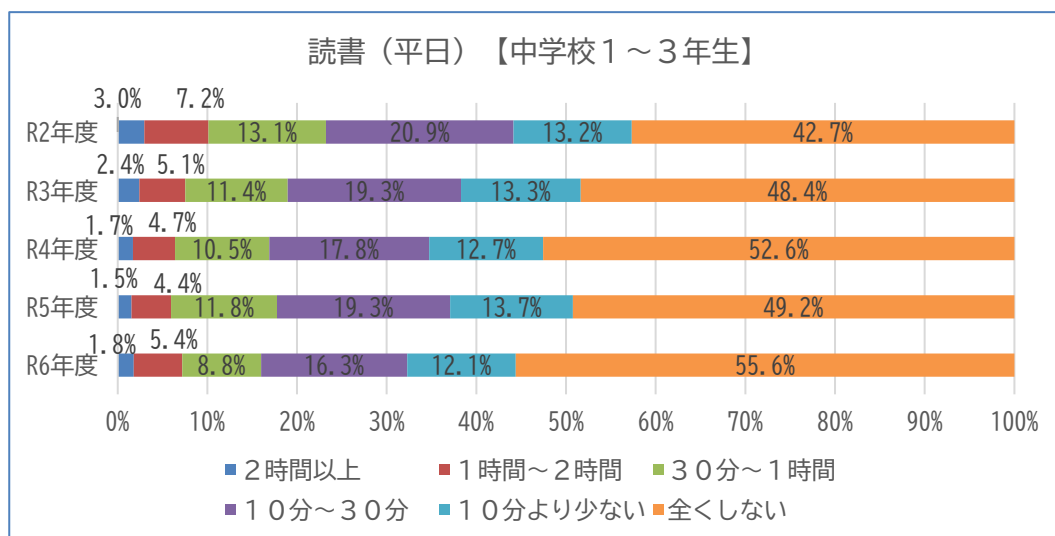


小学4～6年生では、平日に読書を30分以上する児童が年々減少しており、令和6年度では、全く読まない児童の方が30分以上読書する児童より多くなりました。

G 読書（平日）

（町立全中学校１年生～３年生）

	２時間以上	１時間～２時間	３０分～１時間	１０分～３０分	１０分より少ない	全くしない	３０分以上
令和２年度	3.0%	7.2%	13.1%	20.9%	13.2%	42.7%	23.2%
令和３年度	2.4%	5.1%	11.4%	19.3%	13.3%	48.4%	19.0%
令和４年度	1.7%	4.7%	10.5%	17.8%	12.7%	52.6%	16.9%
令和５年度	1.5%	4.4%	11.8%	19.3%	13.7%	49.2%	17.8%
令和６年度	1.8%	5.4%	8.8%	16.3%	12.1%	55.6%	16.0%

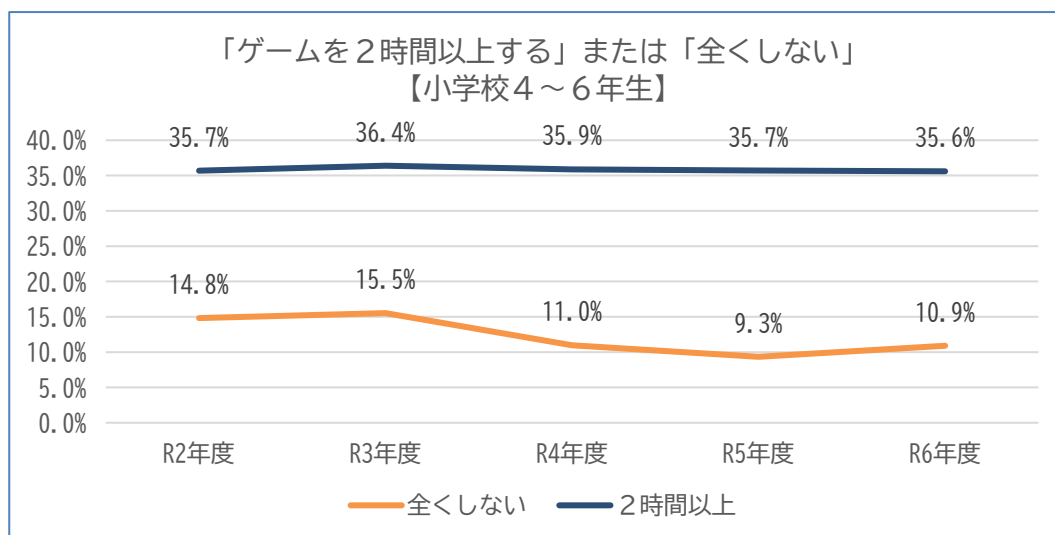
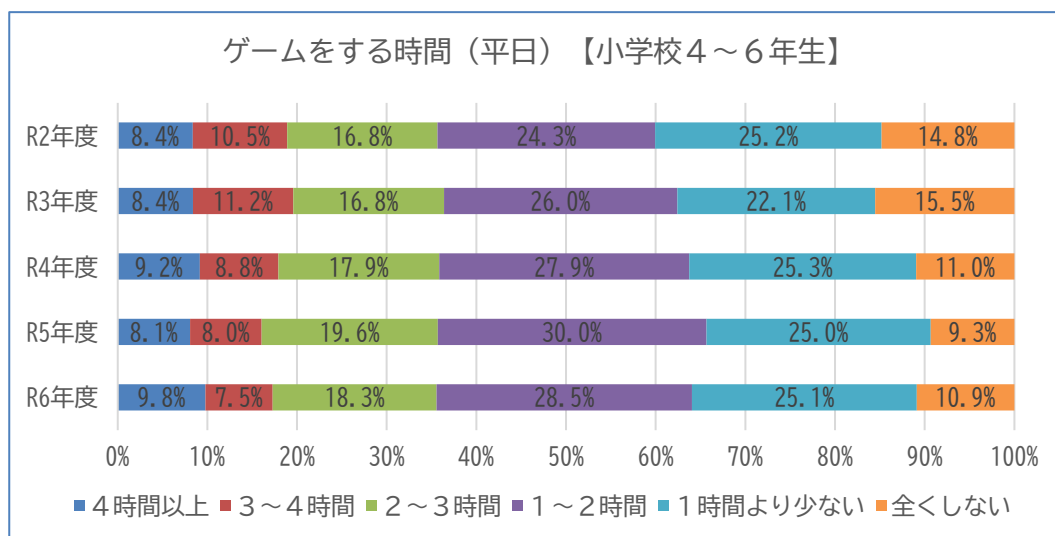


中学生では、平日読書をしない生徒が年々増加しており、令和６年度では５割を超えました。一方で読書を３０分以上する生徒は減少傾向にあり、直近４年間は２割を切っています。

H ゲームをする時間(平日)

(町立全小学校 4 年生～6 年生)

	4時間以上	3～4時間	2～3時間	1～2時間	1時間より少ない	全くしない	2時間以上
令和2年度	8.4%	10.5%	16.8%	24.3%	25.2%	14.8%	35.7%
令和3年度	8.4%	11.2%	16.8%	26.0%	22.1%	15.5%	36.4%
令和4年度	9.2%	8.8%	17.9%	27.9%	25.3%	11.0%	35.9%
令和5年度	8.1%	8.0%	19.6%	30.0%	25.0%	9.3%	35.7%
令和6年度	9.8%	7.5%	18.3%	28.5%	25.1%	10.9%	35.6%

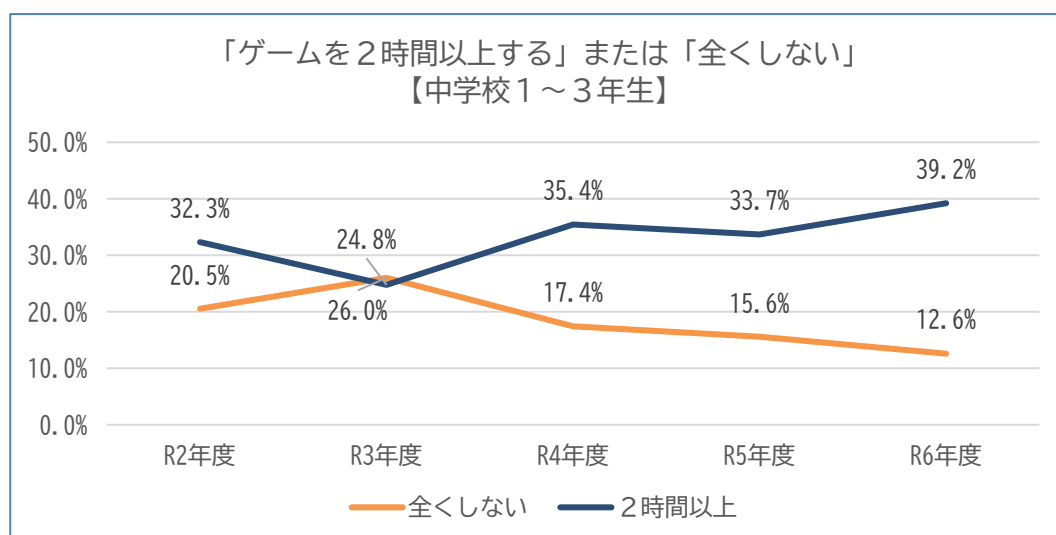
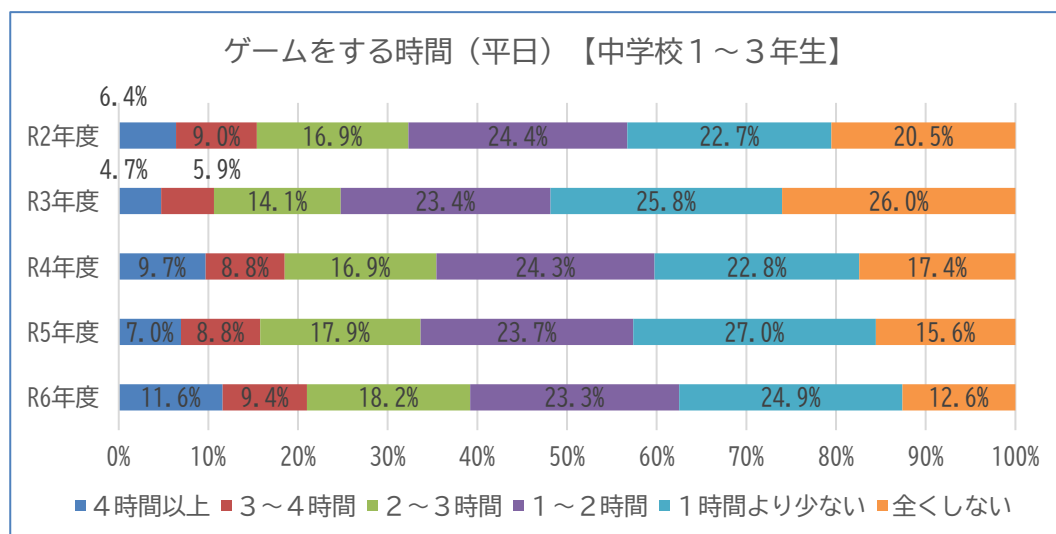


小学4～6年生では、平日にゲームを2時間以上する児童が35%程度います。どの年度においても、ほぼ同じ割合でゲームをしています。

H ゲームをする時間(平日)

(町立全中学校1年生～3年生)

	4時間以上	3～4時間	2～3時間	1～2時間	1時間より少ない	全くしない	2時間以上
令和2年度	6.4%	9.0%	16.9%	24.4%	22.7%	20.5%	32.3%
令和3年度	4.7%	5.9%	14.1%	23.4%	25.8%	26.0%	24.8%
令和4年度	9.7%	8.8%	16.9%	24.3%	22.8%	17.4%	35.4%
令和5年度	7.0%	8.8%	17.9%	23.7%	27.0%	15.6%	33.7%
令和6年度	11.6%	9.4%	18.2%	23.3%	24.9%	12.6%	39.2%



中学生では、小学4～6年生と同様に3割程度が平日にゲームを2時間以上しており、令和6年度では4割近くまで増えています。一方、ゲームを全くしない生徒は年々減っており、ゲームをする中学生の比率が高くなっていることがわかります。

5. 生涯学習の状況

人生を豊かに暮らしていくために、生涯にわたって学びを継続し、歴史と文化を次世代に継承、伝承していくことが求められます。本町には、津幡町文化会館シグナスを芸術文化の拠点とし、各地域の公民館等において様々な生涯学習活動を展開しています。しかしながら、少子高齢化などにより文化芸術を継承することが難しくなりつつあり、そのため「まちの先生」となる地域の人材発掘、シニアリーダーが地域で活動できる生涯学習環境の整備を進めていく必要があります。

津幡町の社会教育施設・生涯学習施設一覧……P96

6 文化財の状況

本町には、国指定重要文化財である「加賀郡榜示札（ぼうじふだ）」をはじめ、国指定文化財の「加茂遺跡」のほか、石川県指定文化財や町指定文化財を多く有しています。伝統的な祭礼や「れきしる」でのイベント等これらの貴重な文化財を大切に保存・展示し、次世代に継承するための取組を行っていますが、継承するための人材や場をさらに確保していく必要があります。

津幡町の国指定重要文化財・石川県指定文化財・津幡町指定文化財一覧……P94

7. スポーツ環境の状況

人生 100 年の時代を見据えて、生涯にわたって生き生きと健康であるために、（一社）津幡町スポーツ協会を中心に、各種スポーツ団体が活動しています。2016 年リオデジャネイロオリンピック、2020 年（2021 年に開催）東京オリンピックの 2 大会連続で金メダルを獲得した川井梨紗子（現：金城梨紗子）選手、2020 年東京オリンピックで金メダルを獲得した川井友香子（現：恒村友香子）選手、大相撲の関取として令和 6 年の夏場所で史上最速で幕内最高優勝した大の里関など、多くの津幡町出身の選手が日本や世界で活躍しています。

また、スポーツ施設・設備の老朽化が進んでいることから計画的に更新を進めていく必要があります。

津幡町のスポーツ施設一覧……P97

8 社会教育・公民館の状況

本町の公民館は各小学校区及び河合谷地区に設置されており、地域と学校が連携した活動を展開しています。公民館は社会教育推進の大きな役割を担っているほか、地域における課題の解決に向けて組織的な取組を推進しています。

しかし、近年、地域を担う人材が高齢化するとともに減少しつつあり、自主的活動ができないなどの地域課題が増えてきました。そのことから、本町では地域の課題解決のため、令和8年度以降に公民館から地域コミュニティセンターへ移行することも検討しています。

9 教育施設の状況

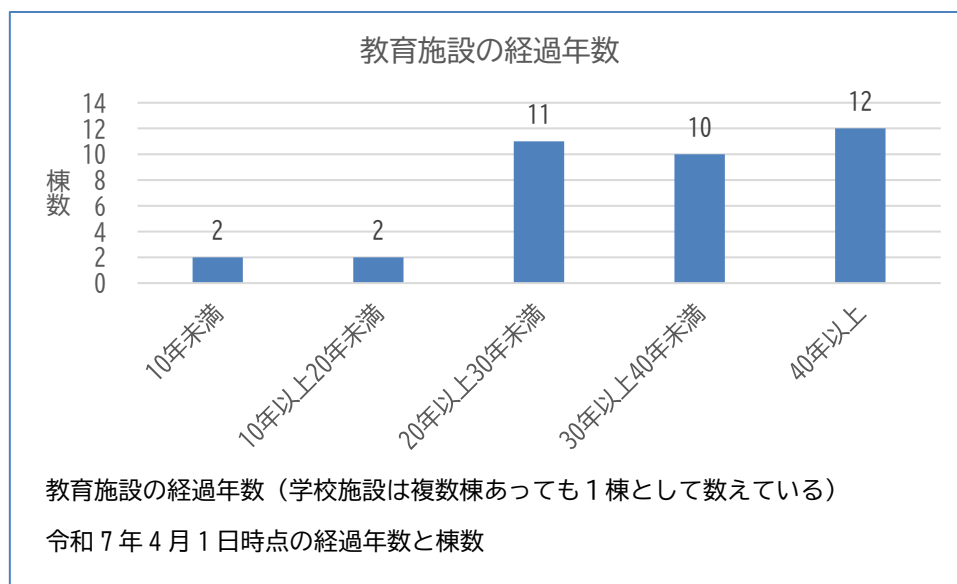
本町では教育施設の適切な点検と維持管理に努めていますが、建設から20年経過した施設も多く、順次改修を行っていく必要があります。また、防災防犯設備、高効率照明、バリアフリー化、屋内運動場空調整備等、時代に即した施設整備が求められています。

(構造略称)

W：木造、S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

	延床面積 (㎡)	完成	構造	経過年数 (R7.4.1 時点)
津幡小学校	7,951 ㎡	H23	RC3 階建	14 年
太白台小学校	5,452 ㎡	S51	RC2 階建	48 年
中条小学校	6,191 ㎡	S50	RC3 階建	49 年
条南小学校	6,982 ㎡	H10	RC3 階建	27 年
井上小学校	4,743 ㎡	H8	RC3 階建	28 年
笠野小学校	3,105 ㎡	S58	RC2 階建	41 年
英田小学校	5,076 ㎡	H1	RC3 階建	35 年
刈安小学校	3,184 ㎡	S54	RC2 階建	46 年
萩野台小学校	3,385 ㎡	S61	RC2 階建	38 年
津幡中学校	11,688 ㎡	H14	RC4 階建	23 年
津幡南中学校	10,507 ㎡	H11	RC3 階建	26 年
津幡地域交流センター	1,008 ㎡	H23	S2 階建	14 年
中条公民館	520 ㎡	S58	RC2 階建	42 年
条南コミュニティプラザ	916 ㎡	H15	S2 階建	22 年
笠野公民館	452 ㎡	S59	S1 階建	40 年
井上コミュニティプラザ	907 ㎡	H1	S2 階建	26 年
英田コミュニティプラザ	535 ㎡	H3	RC1 階建	33 年
刈安コミュニティプラザ	526 ㎡	H14	S1 階建	23 年
萩野台コミュニティプラザ	488 ㎡	S63	RC1 階建	36 年
笠井公民館	169 ㎡	S53	W1 階建	47 年

	延床面積 (㎡)	完成	構造	経過年数 (R7.4.1 時点)
津幡運動公園体育館	4,094 ㎡	H6	SRC2 階建	30 年
津幡運動公園陸上競技場管理棟	1,910 ㎡	H14	RC2 階建	22 年
津幡運動公園多目的競技場管理棟	120 ㎡	H14	RC1 階建	22 年
津幡運動公園多目的競技場トイレ	28 ㎡	H14	RC1 階建	23 年
津幡運動公園野球場	175 ㎡	S63	RC1 階建	36 年
津幡運動公園トイレ棟	42 ㎡	H1	RC1 階建	35 年
津幡運動公園テニスコート管理棟	16 ㎡	S56	RC1 階建	43 年
津幡町総合体育館	5,426 ㎡	S56	SRC3 階建	44 年
津幡町艇庫	433 ㎡	H6	S1 階建	31 年
津幡町常設相撲場	166 ㎡	S47	S1 階建	52 年
津幡町常設相撲場倉庫	20 ㎡	H4	W1 階建	32 年
津幡町文化スポーツ交流館 「レススル」	1,407 ㎡	S62	RC2 階建	37 年
津幡町住吉公園屋内温水プール 「アザレア」	3,374 ㎡	R5	RC2 階建	2 年
津幡町文化会館「シグナス」	9,896 ㎡	H17	SRC4 階建 (地下 1 階)	20 年
津幡ふるさと歴史館「れきしる」	332 ㎡	H28	W1 階建	9 年
歴史民俗資料収蔵庫	951 ㎡	S25	W2 階建	74 年
本津幡駅裏倉庫	72 ㎡	S56	S1 階建	43 年



大半の教育施設は 20 年を経過しており、長寿命化を図りながら、適切な維持管理をする必要があります。

10 感染症対策、防災体制の強化

令和5年7月豪雨や令和6年1月の能登半島地震では公民館や学校屋内運動場等教育施設が避難所となりました。また、新型コロナウイルス感染症流行時には、教育施設の閉鎖、イベントの中止が相次ぎました。

今後も起こり得る災害や未知の災難等に対して、教育の分野における防災防犯体制の整備は欠かすことができないものとなっています。あらゆる活動においても、様々な災害等を想定した計画が必要となってきます。

Ⅱ 第1期津幡町教育振興基本計画の成果と課題

第1期津幡町教育振興基本計画（H26～R5）までの振り返りとして、次のように評価を行いました。

※評価の判断基準

評 価	基 準
A	目標を十分達成している (施策・事業を計画通り実施し、著しい成果が得られた)
B	目標を達成している (施策・事業を計画通り実施し、ほぼ想定通り成果が得られた)
C	目標達成に向けて課題がある (施策・事業を実施したが、想定通りの成果が得られなかった)

本町では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、前計画の取組について、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について毎年点検及び評価を実施してきました。ここでは、毎年度の点検及び評価の結果を基に、第1期計画の方針ごとに主な取組の実績と課題をまとめ、第2期計画につなげていきます。

〈基本目標1〉 郷土の文化や風土を学び、国際社会に通じる人づくり

【目標の趣旨】 グローバル社会に対応するために必要なコミュニケーション力、異文化に対する理解、人権尊重の精神や地域に受け継がれている文化財・伝統文化などを身に付け、ふるさとに誇りと愛着をもち、次世代の担い手として地域に貢献できる子どもを育てます。	
1-1 ふるさと意識 の醸成	【成果】 小学生社会科資料集「つばた」の活用や、津幡ふるさと歴史館「れきしる」・歴史民俗資料収蔵庫・河愛の里キンシュレー・屋内温水プール「アザレア」等でのふるさと学習、英田小学校のミーシャの森（石川県森林公園）での自然活動、津幡かるたの制作・大会の開催など、「ふるさと・つばた」への興味・関心を高める事業を推進した。 また、津幡ふるさと歴史館「れきしる」や歴史民俗資料収蔵庫で児童・生徒の受入れを行い、地域の歴史を学ぶ機会を創出した。
	【評価】 B
	【課題】 町全体としての取組以外にも、各学校と地域が密着したふるさと活動が展開されるとよい。 地域や学校などと連携を密にし、学びのニーズを適切に把握し、さらに取組を工夫する必要がある。 施設を利用する場合の移動手段や、知識や技術を持った専門性の高い指導員の配置の充実が必要である。

1-2 世代をつなぐ 郷土文化への 取組支援	【成果】 各種指定文化財修繕への補助を実施するなどし、地域の歴史・文化を継承することができた。また、地域の文化財保護や各種補助事業を通じて獅子舞等の文化伝承に資することができた。 また、町内の文化遺産の活用として、町民大学などでの情報発信を行った。地区公民館やサロンへの出張講座も行い、地域の学びに対するニーズに対応できた。 特別天然記念物「コウノトリ」の保護活動を行った。 【評価】 B 【課題】 芸能文化の伝承については、中山間地域で後継者が不足しているため、人材発掘とともに、保存するための取組が必要である。 地域の施設を活用し、ふるさとの豊かな自然や伝統文化を体験的に学び、ふるさとへの興味・関心を高める学習機会の創出を継続的に行うための工夫が必要である。
1-3 国際理解教育 の推進と充実	【成果】 小中学校へのALT・語学指導協力員の配置、中学生海外派遣交流や姉妹校とのオンライン交流事業、小中学生を対象とした英語スピーチコンテストなどを実施し、国際感覚豊かな人材育成をねらいとする取組を実施した。 小学生を対象とした土曜学習プログラムでは、「つばたKidsイングリッシュクラブ」や「イングリッシュデイキャンプ」など様々な英語活動を行った。国際交流員（CIR）、外国語指導助手（ALT）、国際交流ボランティアが協力し、児童生徒の英語活動への興味、関心を高めることができた。また、CIRによる英語学習動画「つばたイングリッシュチャンネル」を配信した。 新型コロナウイルス感染症の影響により、交流事業ができない期間があった。 【評価】 B 【課題】 中学生海外派遣事業をスタートした当時から、ネット環境も含めて世界情勢が大きく変わっており、派遣事業そのものの見直しの時期に来ている。 グローバル化が進展する中で、ますます英語力やコミュニケーション能力の向上が重要と考える。 オンライン交流も視野に入れ、今後の方向性を定めていくことが必要である。
1-4 国際交流活動 および多文化 共生事業の推 進と充実	【成果】 小中学校において日本語支援が必要な、外国につながる児童生徒へのサポートを行った。 毎年、石川中央都市圏での連携事業として、金沢市主催のイベント「かなざわ国際交流まつり」の国際交流ブース出展に参加した。国際交流員による、小学生国際理解教室、にほんごカフェ、地球人講座等を開催し、外国や日本の生活・文化・言語等を楽しく学び交流できた。また、こども園や児童センター、図書館を訪問し、簡単な英会話やゲームなどで外国の文化や言語に触れる活動を行った。

	【評価】 B
	【課題】 外国とつながる児童生徒の数は今後増えていくことが予想されるため、多文化共生のまちづくりをめざし、本町においても国際協会の設立が望まれる。 情報化や国際化が進展する中、多様な文化圏を理解していく活動が必要である。 英語を母国語としない外国人との交流や教育が課題である。

〈基本目標2〉 確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人づくり

【目標の趣旨】 児童生徒に確かな学力を身に付け、知性や感性をはぐくみます。また、教職員の指導力向上や家庭・地域との連携強化および学校教育の充実を図ります。	
2-1 確かな学力の 定着	【成果】 町学校教育研究会の学びを育む部会と連携し、主体的、対話的で深い学びを実現するための指導の工夫について研究を行った。また、各学校の学びのロードマップに基づき、学力向上プランの質を高めた。 児童生徒の1人1台端末（タブレット）や学習用ICT機器、通信環境等を整備し、情報教育の推進と充実を図った。今後もGIGAスクール構想推進に向けた学習環境の充実を図るとともに、個別最適化学習を推進し、確かな学力の定着を図っていく。 公共図書館と学校図書館を繋いだ図書館システムの活用により、児童生徒の読書環境の充実を図った。また、児童生徒の1人1台端末を活用したデジタルライブラリーの活用も可能になった。
	【評価】 B
	【課題】 国や県の教育施策を注視し、最新情報を収集しながら常に最善の方法で対応していく必要がある。
2-2 教職員の指導 力向上	【成果】 教育センター等の年間計画に基づき、管理職研修やミドルリーダー研修、学力向上研修、ICT指導力向上研修などを実施し、教職員の資質向上を図った。また、学力調査等の結果を生かし、児童生徒一人一人の学力分析に基づいたきめ細かな指導や授業改善を行った。
	【評価】 B
	【課題】 学校現場で求められる今日的課題をその都度見極め、教職員の研修内容を充実させていく必要がある。
2-3 幼稚園・保育園等・小学校・中学校の 連携推進	【成果】 小学校区・中学校区ごとの年間計画に基づく連携事業を実施すると共に、小中学校の担当教員や幼稚園・こども園の担当教職員が一堂に会する研修を実施し、子どもの育ちと学びをつなげる取組を推進した。

	【評価】 B
	【課題】 こども園等での児童の育ちをさらに発展させるようなスタートカリキュラム作りを定着させていく必要がある。
2－4 共生社会形成のための特別支援教育の推進	【成果】 必要な特別支援学級や通級指導教室設置のほか、教員の指導力向上のため、特別支援学級の担任研修や特別支援教育支援員の研修を行い、児童生徒一人一人の教育的ニーズに配慮した特別支援教育を推進した。また、就学前児童の早期からの情報収集により、積極的な就学支援を行った。
	【評価】 A
	【課題】 通級指導教室のあり方や、医療的ケア児への対応方法などをさらに検討していく必要がある。
2－5 社会的・職業的自立をめざしたキャリア教育の推進と拡充	【成果】 小中学校の総合的な学習や道徳の時間に、地域の働く方々との交流の機会を持ったり、中学2年生では地域の事業所の協力のもと職場体験事業を実施したりした。令和2年度からはキャリアパスポートを導入・活用している。
	【評価】 B
	【課題】 本町におけるキャリア教育の具体的な方法をもう少し明確にする必要がある。 多様な職場体験の機会を確保するためには、より多種の企業に協力を求める必要がある。

〈基本目標3〉 道徳心をはぐくみ、心豊かで活力のある人づくり

【目標の趣旨】 幼少期からの情操教育や食育を推進するとともに、正しい生活習慣を身に付け、豊かな感性を磨き、健やかな体をはぐくみます。また、道徳教育の充実を図ります。	
3－1 心を磨き、健やかな体をはぐくむ活動の充実	【成果】 小中学校の学校生活全般をととして、「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」を推進したほか、小学校の入学説明会においても保護者への啓発活動を行った。また、学校教育研究会と連携し、小学校器械運動交歓会や小学校体育大会などを継続して実施し、豊かな心と体の育成に努めた。 児童生徒の県大会や北信越大会・全国大会等出場に対する派遣費などの支援を行った。 9月1日からの1週間、IR津幡駅、IR倶利伽羅駅とJR中津幡駅、JR本津幡駅、JR能瀬駅でグッドマナーキャンペーンを実施した。また、各小中学校では児童、生徒、PTAなどがあいさつ運動を行い、心の教育を推進する気運を高めた。 学校地域連携事業として、学校にいろいろな知識や技能を有する地域の方をゲストティーチャーに迎え、教育内容の充実を図

	り、地域との連携を深めることができた。(禁酒物語を聞く郷土学習や働く人に学ぶ会などを実施。) 子ども郷土史講座では、井上小学校で「ちょんがり踊り」、刈安小学校で「水のないところに田をつくる」など、津幡町の郷土史について、地域の方を講師として講座を開き、郷土への理解と愛着を深めた。 【評価】 B 【課題】 中学校部活動の地域クラブへの移行・展開については、地域の競技団体等の協力を求めながら着実に進めていく必要がある。 心の教育推進団体、小中学校と連携・協力し、青少年に公共マナーの大切さや交通ルールの遵守等と呼びかけ、青少年の規範意識の向上に努める。 子ども郷土史講座等は児童にとって、地域の歴史を知り、郷土への愛着を高める大切な機会となっている。マンネリ化の防止を図りつつ、継続していく必要がある。
3-2 「いのち・からだ・こころ」の教育の推進	【成果】 「津幡町いじめ防止基本方針」等に基づいた、いじめを許さない、風通しのよい学校づくりを推進するため、未然防止や早期発見・早期対応の重要性を意識した取組に努めた。 また、道徳に関する教職員研修を実施し、児童生徒の道徳性や心身の健全な育成のための指導力向上につなげたほか、児童生徒が抱える課題の支援のため、関係機関との連携を深めた。令和5年度からは、教育センター内に教育支援センター「パイン教室」を開設し、学校へ行きづらい児童生徒の新たな居場所とした。 【評価】 B 【課題】 教育支援センターの充実と合わせて、校内の教育支援センターの設置についても検討が必要である。 今後も継続していじめの調査分析を行い、いじめの対応・防止体制を強化していく必要がある。
3-3 次代を担う青少年の健全育成	【成果】 小中学校においては、いじめ問題に関する学校体制の整備や児童生徒の状況の把握、未然防止に努めた。また、不登校が生じないような魅力的な学校づくりと共に未然防止に努め、児童生徒の状況に応じた指導方法の工夫改善を行った。 毎月第3水曜日に青少年育成センター育成員（各校区PTAなど）と公園やショッピングセンターで街頭指導を実施した。また、つばた祭りで特別巡視を実施している。 毎年、各小中学校児童生徒に標語を募集し、優秀な作品を11月に表彰し、青少年健全育成の啓発を図った。 【評価】 B 【課題】 今後も増加が予想される不登校児童生徒へのよりよい対応方法を考えていく必要がある。育成員連絡会の開催と各委員会での情報交換、専門機関との連携、地域への啓発活動に努める。 実情にあった街頭指導ができているか検証が必要である。

〈基本目標4〉 安全で安心できる教育環境づくり

【目標の趣旨】 開かれた学校・幼稚園や教育環境の整備を推進し、家庭や地域から信頼される学校づくりならびに、安全安心な学習環境づくりに努めます。	
4-1 地域から信頼される学校・幼稚園づくり	【成果】 小中学校に学校評議員を委嘱し、学校の教育活動や家庭・地域社会との連携、児童生徒の健全育成や事故防止に関することなどにご意見をいただき、学校運営に反映させることができた。また、小規模校の複式授業を解消するために町講師を採用し、きめ細かな学習指導を行った。 毎年外部評価委員会を開催し、津幡町教育振興基本計画を踏まえ作成している「各年度の津幡町教育委員会の重点施策」に基づき、施策・事業について点検・評価を行った。点検評価は公表するとともに、事務事業の成果を検証し、今後の改善を図ることができた。
	【評価】 B
	【課題】 コミュニティスクール設置の検討が必要である。 毎年、教育施策の成果に対して、評価をし、事務事業の改善を図っていく。
4-2 学習環境の向上と充実	【成果】 国の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022)」 「GIGAスクール構想」に基づき、小中学校の校内LAN整備や1人1台端末、電子黒板等の周辺機器を整備した。また、図書館システムの導入により学校図書館と町立図書館の連携が可能となり、学習環境が向上した。 GIGAスクール構想における児童生徒用1人1台端末の整備ができた。また、教職員の多忙化改善の取組の一環として、校務支援システムを新たに導入し、システム稼働のための教職員向け研修を実施し業務改善を行った。 各種データのデジタル化と一元管理により、業務の効率化が進み教職員の多忙化改善につなげることができた。 授業で使用する普通教室と特別教室にエアコンを設置し、良好な学習環境を整備した。
	【評価】 B
	【課題】 学習環境のさまざまなデジタル化に対し、最新情報を常に取り入れながら最善の方法で対応していく必要がある。 今後も町立図書館と学校図書館の連携を図り、スムーズな資料の提供に努めていく。 GIGAスクール構想により情報機器が整備され、さらに情報化が進展するため、教職員や事務局のさらに高い知識、専門性が求められる。
4-3 安全・安心な教育環境の整備	【成果】 小中学生の通学路安全点検を関係機関との連携により毎年行い、安全な通学路の環境整備を推進した。また、学校給食においては、町の小中学校統一の「学校給食における食物アレルギー対

	応マニュアル」や「衛生管理マニュアル」の徹底により、安全安心な学校給食の提供に努めた。 震災対応のため、各小中学校屋内運動場等の非構造部材耐震化を行った。 井上小学校と条南小学校にエレベータを設置、トイレの洋式化を行い教育施設のバリアフリー化を進めた。日常の教育施設の安全を確保するため、専門業者による点検のほか、教職員による日常点検を継続して行った。 笠野小学校、刈安小学校、萩野台小学校の3校の給食を萩野台小学校共同調理場で調理し、安定した学校給食施設及び給食調理員配置の合理化を行った。
	【評価】 B
	【課題】 道路の安全管理をどれだけ行っても、全国的に通学時の事故がなくならないため、交通安全教育の基本を徹底する必要がある。 施設の老朽化、設備の更新などの維持管理、空調整備、防災防犯設備などの設置を進めるために、教育施設の計画的な整備・点検を行うことが必要である。
4-4 災害に備えた 体制づくり	【成果】 小中学校において、学校管理運営計画や学校危機管理マニュアル等に基づき、火災や大雨、地震等を想定した避難訓練や保護者への引き渡し訓練を定期的実施し、防災教育と災害に備えた体制づくりを推進した。 各公民館で普通救命講習など心肺蘇生法を学ぶ「防災教室」を行った。また、公民館での避難訓練の後に「防災講座」を行った公民館もある。(刈安公民館では日本赤十字社の方を招き、「防災講座」を開催した。)
	【評価】 B
	【課題】 教職員への災害対応マニュアル等の周知以外にも、児童生徒への防災意識の向上を図る取組が必要である。 関係機関と連携し、防災訓練、教室の実施に努める。 様々な災害等を想定した訓練も必要である。また、地域においては原動力となる若い世代の参加が求められる。

〈基本目標5〉 学びと創造に満ちた社会環境づくり

【目標の趣旨】 自己啓発や生活の充実に資する学びの環境を整え、町民のニーズに応える質の高い学習機会を提供します。また、その成果を生かすことができる生涯学習社会づくりに努めます。	
5-1 地域の教育資源を生かした生涯学習の推進	【成果】 町民大学講座では、地域生活、ふるさとつばた、情報社会、健康・スポーツなどの講座を毎年、開催している。単位の取得制度を設け、取得単位に応じて、「学士号」、「修士号」、「博士号」の修了証を交付している。

	【評価】 B
	【課題】 各種団体の会議催事等に配慮した講座内容、開催日を設定する。地域の人材を生かした機会を設けていく必要がある。
5-2 公民館を拠点とした社会環境づくりの推進	【成果】 生涯学習センター、各地区公民館では、文化展やサークル発表会を開催し、日頃の成果を発表することができた。そのことで、各団体参加者自身の成長や人とのつながり、趣味や興味を深めながら、多くの経験を積むことができた。 また、活動を通して新たな仲間と出会える機会をつくることができた。
	【評価】 B
	【課題】 参加団体の会員が高齢化してきており、活動が難しくなっている。公民館は、コミュニティ形成において重要な役割を担っており、多くの人々にとって学びや交流の場となっていることから、さらなる地域住民の活動を支援していく必要がある。
5-3 豊かな情操を養う芸術文化活動の充実	【成果】 感染症流行時でも対策を行いながら文化振興の機会を設けることができた。町文化協会と協働し、特に子どもたちへの各種体験教室を充実した。少年少女美術展や町文化展を毎年実施している。文化会館は老朽化等が進んでいるため、点検整備を確実にを行い、修繕があれば迅速に行って、安全で快適な会館管理を行うことができている。
	【評価】 B
	【課題】 各団体と協働して、参加しやすい事業の実施に努めていく。また文化会館は老朽化が進んできているため、機能を維持するために点検整備を行い長寿命化を図らなければならない。修繕があれば迅速に行って安心安全な会館運営を行う。 引き続き感染症対策や防災対策など安全対策の充実を図る。 体験を通して多様な芸術文化に触れる機会を設けるための工夫が必要である。 引き続き町文化協会と協働し、文化振興に努める。
5-4 良質な図書館サービスの推進	【成果】 町内のこども園等全11施設のうち10施設の5歳児を対象に図書館招待事業を実施し、図書館や読書への興味・関心を高めることができた。また、図書館お勧めの絵本50冊を定期的に配達する図書館資料巡回配達事業を実施し、園児に対し図書が身近にある環境をつくることができた。 毎月行っているテーマごとの展示だけではなく、町民大学やシグナス・れきしる等で行なわれるイベントに展示コーナーを設け、イベントと資料の紹介ができ、相乗効果を図ることができた。 電子図書館の蔵書の増加、利用の定着を図るために体験会やイベントを行った。
	【評価】 B

	【課題】 図書館の資料の充実及び読書活動の推進、電子図書館の利用促進と定着を図る。
5-5 科学教育の推進	【成果】 平成26年度に町中心部に空き店舗を活用して「まちなか科学館」を整備した。手作り教材を徐々に充実させ気軽に科学に触れることのできる科学館として成長し、令和3年度にはシグナスに移転し「こども科学館」として新たな科学のまちづばの拠点をつくった。子どもたちに科学への関心を持たせ、楽しんで学べるよう、科学の祭典や科学クラブ教室の開催、指導者育成などに取り組んできた。また、各こども園、小学校へ出張講座等を行い、幼少時からの科学への関心を向上させた。プログラミング能力を競うWROに参戦するなど、科学のまちづくりを定着することができた。科学教室や科学イベントでは、石川高専や小学校教員が講師を務めるなど人材発掘ができた。 【評価】 A 【課題】 こども科学館については周知されてきているが、さらに情報発信をしていく。地道に幼少期からの科学に対する興味関心を高めるための活動をしていく。 さらに、科学指導員を養成していくことも必要である。

〈基本目標6〉 スポーツを通じた地域の活性化と健康・体力づくり

【目標の趣旨】 誰もが健康で明るく豊かな生活を送れるようにスポーツを通じた地域社会づくりを推進します。	
6-1 生涯スポーツの推進と健康増進・体力づくり	【成果】 スポーツレクリエーション祭などの各種スポーツ大会や小学生の健全な育成を図ることを目的としたスポーツ体験教室（土曜学習プログラム）及び高齢者向けのスポーツ教室を開催した。また、生涯にわたりスポーツ活動に親しむために必要な知識・技能を学ぶスポーツライフ講習会を開催した。 【評価】 B 【課題】 各事業の参加人数を増加させるための方策を講じる必要がある。
6-2 スポーツ団体の活動支援とスポーツ指導者の育成	【成果】 ジュニアスポーツクラブに所属している児童及び指導者に対し、全国大会などに出場した場合に補助金や奨励費を支給した。体育施設の長寿命化計画に基づき、総合体育館や運動公園陸上競技場の施設長寿命化のための改修工事を行った。またスポーツ振興くじ助成金等を活用し、運動公園体育館のバスケットボールゴール台等スポーツ器具を購入した。 町民大学でスポーツ講座を開き、指導者の資質向上に努めた。 【評価】 A

	【課題】 中学校部活動の地域移行（地域展開）を見据えた指導者の育成・発掘を行う必要がある。また、地域移行（地域展開）にあたっての組織運営方法を確立する。 各体育施設の修繕等を適切に行っていく。
6-3 地域に根ざしたスポーツの振興とまちづくり	【成果】 全国選抜社会人相撲選手権大会を開催し、つばたレガッタについてはスポーツ振興くじ助成金を活用して開催した。また、災害時相互応援協定を締結している和歌山県上富田町の学童野球のチーム等と津幡町の学童野球チーム等が相互に訪問し交流した。 屋内温水プール「アザレア」が令和5年4月にオープンした。各体育施設の指定管理者と連携を密にし、運営を行った。 【評価】 B 【課題】 暑い時期の大会運営となるため、熱中症や事故のないように対策を講じる必要がある。 体験教室・指導員育成の充実が必要である。

〈基本目標7〉 地域と共に歩む絆づくり

【目標の趣旨】 家庭と学校や地域社会を結ぶ絆を大切に、すべての人が共に学んでいく環境づくり、絆づくりに努めていきます。	
7-1 家庭教育の充実と推進	【成果】 小学生は理科の学習で「生命の大切さ」を、中学生は家庭科の学習で「子どもが育つ環境としての家族の役割」について学んだ。また、道徳では「日々の生活が家族などの支えや多くの人々の助け合いで成り立っている」ことを学ぶなど、人間愛を深める学習を推進した。 家族の話し合いを大切に、親子が互いの気持ちを理解することができるよう、県事業の親子の架け橋一筆啓上「親子の手紙」への応募を奨励し、心の教育の充実を図った。 町PTA連絡協議会と連携した保護者対象の講演会で、家庭教育への理解を深めた。また、豊かな心を育む町民会議を開催し、子どもの健全育成について意見交換を行った。 【評価】 B 【課題】 学校が子育て家庭のプラットフォーム的な立場であることから、他部局とも十分に連携して、育ちの環境を支援していく必要がある。 自分の思いや考えを文字にすることで意識の向上を図る。
7-2 幼稚園・保育園等・学校・地域・行政でつながる相談	【成果】 教育センターにおける相談体制を充実させたほか、町福祉部局との連携・協力により、就学前からの子育ての不安や悩みへの相談体制の構築や、虐待などに関する情報共有などを円滑に行った。

および支援体制の強化	【評価】 A
	【課題】 専門の相談員の配置や、他部局との連携を含め、さらに相談・支援体制の充実を図る必要がある。
7-3 社会教育関係団体の育成と活動の推進	【成果】 社会教育関係団体と協働し、町づくりの一環として全町民を対象に環境保全と美化作業を行う「まちづくり美化大作戦」を6・10月に実施した。 公民館大会では、社会教育功労者表彰式、公民館活動発表、講演会を行った。地域の特色を生かした公民館活動の事例は、1つのモデルを示すもので参考となった。
	【評価】 B
	【課題】 高齢化のため、今までどおりの活動ができない地域がある。無理をせず可能な範囲での活動に努める。 公民館大会を実施することで各公民館の連帯感が高まり、多岐にわたる公民館活動に役立っている。今後のコミュニティセンター化に伴い、公民館大会等の位置づけを明確にしていかなければならない。
7-4 地域コミュニティづくりの推進と社会教育の充実	【成果】 生涯学習センター、公民館、児童センター、科学館で、地域の方の協力を得て、平日の放課後、土曜日、学校の長期休業中に放課後子ども教室を実施した。学習遅延傾向の児童生徒を支援することができた。また、授業補助や部活動補助を担うことで、教員の負担を軽減することができた。
	【評価】 B
	【課題】 実施することにより、子どもたちと大人の触れ合う機会も多くなり、コミュニケーション能力向上につながる。 支援者の確保・育成・発掘が必要である。

第3章

基本理念と目標

第3章 基本理念と目標

I 基本的な考え方

この計画は、町の実情に応じた教育振興のための基本的な計画として、基本理念・3つのめざす人間像・7つの基本目標を示すものです。

津幡町教育委員会では、教育基本法に掲げられた教育の基本理念を踏まえつつ、このまちに住んでよかったと思える教育、未来世界に羽ばたく人づくりを進めていきます。

II 基本理念

ふるさと「つばた」を愛し、未来を拓く心豊かな人づくり

第2期の基本理念は、平成26年度に策定した第1期計画から引き続き、『ふるさと「つばた」を愛し、未来を拓く心豊かな人づくり』とします。

教育を取り巻く環境は、常に変化し続けています。社会構造の急速な変化に加え、将来の予測が困難な時代に突入していると考えられます。国際情勢の不安定化、世界各地で頻発する大規模災害、高度化する情報化社会、経済・資源問題など、現代社会はますます不透明さを増しています。

こうした厳しい時代を生き抜き、未来を切り拓くためには、「知恵」と「力」を育むことが不可欠です。また、地域と協働しながら共に成長していく「主体性」と「コミュニケーション能力」を備えた人づくりが求められます。私たちは、この基本理念のもと、新しい時代へとなお一歩進めていくことをめざします。

III めざす人間像

教育振興基本計画における「めざす人間像」は、自他ともに認め合いながら、これからの社会で活躍し、未来を築くために必要な力と姿勢を持つ人間を育むことをめざします。Ⅱに掲げる基本理念に基づき、次の3つのめざす人間像を掲げます。

<めざす人間像>

1. 自らの可能性を広げ、新たな価値の創造にチャレンジする人
2. 広い視野に立って、主体的に考え、判断し、責任を持って行動する人
3. 多様性を尊重し、思いやりの心を持って、他者と共生・協働する人

Ⅳ 施策を推進するための視点

本町の教育を推進するにあたり、以下の5つの視点を定めます。それぞれの視点は、具体的な取組や方針と結びつき、本基本計画全体を包括的かつ実効性のあるものにすることをめざします。

1. ウェルビーイングを基盤とした教育の視点

教育を通じて心身の健康や幸福感を育み、一人一人に向き合ったきめ細かな教育環境づくりをめざします。

2. 地域社会と連携した教育の視点

地域の特性を生かし、地域の文化や自然、人材など地域資源を活用した教育を推進します。

3. 誰一人取り残さない教育機会確保の視点

障がいの有無や地域差に関係なく、多様な子どもたちの誰もが質の高い教育を受けられるような支援を行います。

4. 新しい時代を見据えた持続可能な社会を意識した視点

未来社会を見据え、学校教育や社会教育に横断的に持続可能な社会を意識した取組を展開します。

5. 積極的なICT活用の視点

ICTを活用して、教育の地域格差や、教員の負担軽減など、今日の課題に対応できる取組を行います。

これらの視点を軸にすることで、新たな時代の課題に対応しながらも、人間の幸福と社会の持続可能性を両立させる教育振興基本計画の着実な実施につなげていきます。

V計画の体系

基本目標		施策の方針	
ふるさと「つばた」を愛し、未来を拓く心豊かな人づくり	◎基本目標 1 ふるさとに誇りと愛着を持ち、社会に貢献する人材を育成します	1-1	ふるさと「つばた」への愛着の醸成と文化遺産の保護・継承
		1-2	イノベーションを担う人材の育成
		1-3	グローバル社会で活躍する人材の育成
	◎基本目標 2 確かな学力を身に付け、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します	2-1	確かな学力の育成
		2-2	情報活用能力の育成
		2-3	キャリア教育の推進
		2-4	非認知能力の育成
	◎基本目標 3 豊かな心と健やかな体を持ち、夢や目標に向かってたくましく生きる力を育成します	3-1	心の教育、道徳教育の充実
		3-2	人権教育の充実
		3-3	健やかな体の育成
		3-4	青少年の健全育成
	◎基本目標 4 安全・安心に過ごせる質の高い教育環境づくりを推進します	4-1	多様な教育ニーズへの対応
		4-2	安全・安心な教育環境の整備
		4-3	教職員の労働環境の向上
		4-4	キャリアステージに応じた教職員研修の充実
		4-5	現代的・社会的課題に対応した学習の充実
	◎基本目標 5 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します	5-1	生涯学習の推進
		5-2	良質な図書館サービスの推進
	◎基本目標 6 スポーツ活動や芸術文化活動を通して地域の活性化を推進します	6-1	スポーツを通じた地域づくり
		6-2	スポーツ環境の整備
		6-3	芸術文化活動の振興と地域づくり
	◎基本目標 7 学校・家庭・地域の連携・協働により、ともに学び支え合う地域づくりを推進します	7-1	学校との連携・協働
		7-2	家庭教育との連携
		7-3	地域との連携・協働

取組の方針	
—	(1)津幡町の歴史や文化を探究する郷土学習の推進 (2)地域の豊かな自然や人々の生活に学ぶ体験学習の推進 (3)ふるさとの歴史・文化を伝承する活動の支援
—	(1)STEAM教育の推進 (2)科学教育の推進 (3)プログラミング教育の推進
—	(1)外国語教育の充実 (2)国際理解教育の推進
—	(1)学習意欲の向上と基礎学力の充実 (2)思考力・判断力・表現力を高める課題解決型学習の推進 (3)読書活動の推進
—	(1)ICTの活用推進 (2)安全で快適な情報環境の確立
—	(1)系統的キャリア教育の推進 (2)基礎的・汎用的能力の育成
—	(1)非認知能力育成に関する教師のスキル向上 (2)幼保小連携の推進 (3)小中連携の推進
—	(1)道徳の指導方法の工夫・改善 (2)読書活動の充実 (3)豊かな心を育む教育活動の推進
—	(1)学校や地域における人権教育 (2)いじめ対策の推進
—	(1)体力・運動能力向上 (2)学校保健の充実と食育の推進
—	(1)生活習慣の確立 (2)情報モラル教育の推進 (3)社会的自立に向けた支援体制の充実 (4)自他の命を大切にする教育の推進
—	(1)特別支援教育の充実 (2)不登校対策の推進 (3)関係機関との連携の推進 (4)個性と可能性を伸ばす教育の推進
—	(1)学校教育施設の整備の促進 (2)体育施設の整備の促進 (3)生涯学習施設・社会教育施設の整備の促進 (4)安全な学校給食の提供 (5)安全な利用・通学路の確保 (6)災害に強い教育施設の整備の促進
—	(1)業務の削減と効率化の推進 (2)学校行事の統合・減量化 (3)教職員の心身の健康管理の徹底
—	(1)服務規律の徹底 (2)教職員の資質向上研修の充実
—	(1)防災教育・安全教育の推進 (2)環境教育の推進
—	(1)学習機会の充実 (2)文化会館「シグナス」の活用 (3)大人の学び直しの支援 (4)生涯学習サークルの育成・支援
—	(1)乳幼児期から本に親しめる工夫 (2)図書館資料の充実とレファレンスサービスの強化 (3)ネットワーク構築を活用した図書館サービスの充実
—	(1)生涯スポーツの推進 (2)スポーツに触れ合う機会の提供
—	(1)小中学生のスポーツクラブの活動支援 (2)競技スポーツの活動支援 (3)指導者の発掘・育成 (4)スポーツ交流の推進
—	(1)芸術文化活動の充実 (2)シニアリーダーの育成・活用 (3)地域の人材発掘・人材バンクの強化
—	(1)地域とともにある開かれた学校づくりの推進
—	(1)家庭教育支援の充実 (2)関係機関との連携
—	(1)公民館（地域コミュニティセンター）の運営と機能強化 (2)自主的活動を行う社会教育関係団体の育成 (3)多文化共生のまちづくりの推進 (4)地域と連携した防犯体制の確立 (5)防災計画・防災体制の整備

第4章

計画を実現するための施策と取組

基本目標 1

ふるさとに誇りと愛着を持ち、 社会に貢献する人材を育成します

学校教育・生涯学習において、ふるさと津幡の自然・伝統文化・歴史・遺産を資源の活用と、地域の文化・伝統を伝承する活動を通して「ふるさと教育」を推進します。過去から現在に至る津幡町を知り理解を深めるとともに、郷土を愛し誇りに思う心を持ち、国内外で社会に貢献する人材を育成します。

施策の方針1－1 ふるさと「つばた」への愛着の醸成と文化遺産の保護・継承

津幡町は、古くから加賀・能登・越中三国の分岐点として交通、経済、文化の交流の上で大変大きな役割を果たしている地域であり、歴史資源が数多くあります。

特に、加茂地区から出土した加茂遺跡から日本最古のお触れ書きである「加賀郡榜示札」は国指定重要文化財となっており、そのほかにも、数多くの出土品や文化遺産があります。

価値観が多様化する現代においても、こうした歴史資源や文化遺産、ふるさと津幡の豊かな自然は地域の先人たちによって長きにわたり守られてきた財産であることから、津幡町固有の文化として保存していくとともに、文化的価値を損なうことなく活用し、後世に伝えていく郷土愛の育成を推進します。

取組の方針

(1) 津幡町の歴史や文化を探究する郷土学習の推進

- ① 津幡ふるさと歴史館「れきしる」で津幡町の貴重な歴史資源を活用し、津幡の歴史を学べる企画展を行います。
- ② 「れきしる」で、デジタル技術を使用した展示を行います。
- ③ 「津幡かるた」を活用し、津幡町を知る郷土学習を行います。
- ④ 「まちの先生」を活用し、郷土の歴史への興味関心を高めます。



津幡かるた



津幡かるた大会



津幡ふるさと歴史館「れきしる」



(2) 地域の豊かな自然や人々の生活に学ぶ体験学習の推進

- ① 自然豊かな「河愛の里キンシュール」での体験学習を通して、ふるさとへの愛着心を育みます。
- ② リニューアルした「石川県森林公園」を活用し、自然学習を推進していきます。
- ③ 近隣市町と連携して、旧北國街道「歴史国道」を活用した歴史探訪の学習を充実します。
- ④ 河北潟干拓地内に営巣している国特別天然記念物コウノトリの情報を発信し、コウノトリを通して環境教育やふるさと学習を推進します。
- ⑤ 「ふれあいボート教室」を通して、河北潟の自然を体感しながら、ボート体験教室を実施します。

(3) ふるさとの歴史・文化を伝承する活動の支援

- ① 昔から伝えられる地域の歴史・文化の伝承を支援します。
- ② 地域の歴史や文化とその継承に力を注ぐ人々など、地域の伝統と人材を活用した活動を支援します。
- ③ 学校と地域が連携し、ふるさとの伝統文化を受け継ぐ授業や学校行事を推進します。

- ④ 町内に残る民俗資料を、津幡ふるさと歴史館「れきしる」と津幡町歴史民俗資料収蔵庫において収集・展示し、保存します。
- ⑤ 津幡町出身の関取を輩出した実績のある子ども会相撲大会を継続し、津幡町の相撲の歴史を将来につなげます。



デンデコ太鼓



川尻チョンガリ



全国選抜社会人相撲選手権大会



つばたレガッタ

施策の方針１－２ イノベーションを担う人材の育成

これからの激しく変化する社会において、柔軟な発想や論理的な思考、科学を探究する力やプログラミング技術を身につけるため、課題の発見・解決や社会的な価値に結びつけていく資質・能力を育成します。

また、本町の「こども科学館」を拠点とした科学教室やサイエンスショー等の体験学習を通して、児童生徒の課題解決力を育みます。

取組の方針

(1) STEAM教育の推進

- ① 教科等横断的な学びにより、課題を発見・解決する力を育む「STEAM 教育」を推進します。

- ② S T E A M教育の一環とした科学教育やプログラミング教育を通して、論理的思考力を身につける学習を推進します。

(2) 科学教育の推進

- ① こども科学館を「科学のまち・つばた」の拠点とし、楽しく科学を学ぶ活動の充実・発展に取り組みます。
- ② 「科学の祭典」を開催し、魅力あるパフォーマーによる科学実験ショーや学校・企業が参加して科学体験ができるコーナーの充実を図ります。
- ③ 石川工業高等専門学校、県立津幡高等学校（以下「町内高等教育機関」とする。）や専門的知識を持つ企業と連携し、科学技術に関する実践的な学習の機会を設けます。
- ④ 科学教室や科学遊びを通して、幼少期から物事の事象に疑問を持ち考える力を育みます。



科学の祭典（こども科学館）



科学の祭典（サイエンスショー）

(3) プログラミング教育の推進

- ① 町内高等機関やＩＴ関連企業と連携し、プログラミング体験や科学実験教室などを開催します。
- ② WRO石川予選を開催し、児童生徒のプログラミングへの興味・関心を高めます。
- ③ 親子ふれあい教室や石川工業高等専門学校との連携事業など、小学生を対象としたプログラミング教室を開催します。

施策の方針1－3 グローバル社会で活躍する人材の育成

グローバル社会で活躍する人材の育成には、外国語教育、国際教育の充実が必要となります。

特に、国際教育では、自国と外国の歴史・文化を理解し尊重しながら、国際的視野と共生していく考え方が必要となります。国際教育の推進にあたって、相手の言語を理解できる語学運用能力とコミュニケーション能力、そしてこれからの国際社会で活躍するためのプレゼンテーション能力、ディベート能力が重要であることから、その基盤となる外国語教育と国際交流活動の充実を図る必要があります。

取組の方針

(1) 外国語教育の充実

- ① Kids イングリッシュクラブ等外国語教育の充実・拡大を図り、英語学習への関心を高めます。
- ② 小中学生の英語の基礎力を高めるとともに、実用的な英語が身につく学習を推進します。
- ③ A L T（外国語指導助手）の生きた英語に触れる機会を充実し、英語でコミュニケーションができる環境をつくれます。
- ④ 英語スピーチコンテストの充実を図ります。



Kids イングリッシュクラブ



英語スピーチコンテスト

(2) 国際理解教育の推進

- ① 中学生海外派遣交流事業を継続して実施し、国際社会で活躍できる人材の育成を図ります。
- ② イングリッシュチャンネル等を活用し、国際理解と国際的感覚を培う学習の充実を図ります。

- ③ 児童を対象としたハロウィンパーティー等の外国の文化に触れるイベントを開催します。
- ④ CIR（国際交流員）が、こども園や児童センター、図書館を訪問し、ゲームや読み聞かせなどを通じて、外国の文化や言語に触れる活動を充実します。
- ⑤ 国際理解教室「地球人講座」を継続して開催し、町民が外国の文化や習慣、歴史を学ぶ機会を充実します。



中学生海外派遣交流



地球人講座



CIR による読み聞かせ（町立図書館）

基本目標 2

確かな学力を身に付け、 社会の変化に対応できる資質・能力を育成します

将来の予測が困難と言われる時代において、児童生徒一人一人が社会を生き抜くための力を身につける必要があります。多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、確かな学力を身につけるとともに、思考力、判断力、表現力等を育むことができる教育活動の充実を図ります。

施策の方針 2－1 確かな学力の育成

学校教育における確かな学力向上のため、基礎学力の確実な定着と応用力・活用力を育みます。また、児童生徒の興味関心を高め、自ら学ぶ意欲と学習習慣の定着化を図るとともに、読解力の育成と幅広い知識の習得のため読書活動を推進します。

取組の方針

(1) 学習意欲の向上と基礎学力の充実

- ① 基礎・基本となる知識・技能の確実な習得を図ります。
- ② 学習を支える基盤となる「聞く」「話す」「読む」「書く」力を育成します。
- ③ 児童生徒の興味・関心を引き出し、自ら学ぶ態度を養い、学習意欲の向上に努めます。

(2) 思考力・判断力・表現力を高める課題解決型学習の推進

- ① 筋道を立てて論理的に考える力を育成します。
- ② 資料やグラフから必要な情報を選び活用する力を育成します。
- ③ 語彙力を高め、自分の考えをわかりやすく表現する力を育成します。
- ④ 課題解決型の学習を取り入れ、自ら課題を見つけ、見通しをもって解決を図るなど、主体的で対話的な学び合いができるように教師の働きかけを工夫します。
- ⑤ グループ学習による協働的な学びと考えを発表する機会を設けます。

(3) 読書活動の推進

- ① 町立図書館と学校図書館の連携を強化し、児童生徒の読書時間の増加と、質の向上を図ります。
- ② 読書習慣を身に付けるため、学校の朝読書の充実のほか、多様な読書活動を推進します。
- ③ 学校図書館を活用し、情報を適切に収集・選択・活用する技能や推論する力、見通す力等を身につける学習活動を推進します。
- ④ 学校図書館の環境整備や学校司書の配置、司書教諭との連携、教員サポート等、「読書・学習・情報センター」としての機能を持つ学校図書館づくりを推進します。
- ⑤ 児童生徒のタブレット端末から蔵書の検索やデジタル図書の貸出を可能にします。



津幡町立図書館



学校図書館

施策の方針 2-2 情報活用能力の育成

GIGAスクール構想によって整備した1人1台端末の利活用により、ICT機器の操作や情報収集等のスキルを身につけるとともに、プログラミング教育等の充実を図り、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力の育成を図ります。

同時に、情報が社会の中で果たす役割や影響、情報セキュリティの知識とモラル等を学び、適切に情報を扱う意識を高める必要があります。

情報化社会に乗り遅れることなく、児童生徒一人一人の情報スキル向上と情報モラルの育成をめざした学習を行います。

取組の方針

(1) ICTの活用推進

- ① 電子黒板やICT機器を活用し、楽しくわかりやすい授業を進めます。
- ② 児童生徒の1人1台端末を積極的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- ③ 児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、情報リテラシー教育を推進します。
- ④ 教職員のデジタルスキルの向上を図るため、ICT活用研修を実施します。
- ⑤ 校務DXを推進し、学校事務の効率化を図ります。
- ⑥ AIを活用した学習方法について研究を進めます。



1人1台端末を活用した学習



電子黒板を使って、調べた成果を発表

(2) 安全で快適な情報環境の確立

- ① 関係機関等と連携し、コンピューターウイルスやサイバー攻撃等の脅威に対する認識を高める指導を行います。
- ② 校内通信ネットワークの環境整備を進めます。
- ③ ICTを活用した適切なコミュニケーションや情報発信のあり方、個人情報やパスワード、著作権等の保護、健康維持等について、正しく理解する情報リテラシー教育を徹底します。

施策の方針2-3 キャリア教育の推進

現代社会においては、児童生徒一人一人が自分らしい生き方を選び、夢を実現する力を育てるため、目標に向かって学び、たくましく取り組んでいくキャリア教育を推進します。

各々の資質や能力など個性を生かしながら社会性を身につけ、社会の中で自立していく力を養います。

学校・地域・企業等と連携し、見学や体験を通して、社会の中で自分の役割を見つけ、自分らしい生き方が実現できるように支援をします

取組の方針

(1) 系統的キャリア教育の推進

- ① 地域における職場見学や職場体験等活動の充実を図り、社会や職業に対する関心・理解を深めます。
- ② 幼児期から人と関わり、様々な体験を重ねることを大切にする活動を推進します。
- ③ 小中9年間のキャリア発達をつなぐためのキャリアパスポートを活用します。
- ④ きめ細かな個別の進路相談・進路指導に努めます。
- ⑤ 中学校卒業後の進路決定を支援します。
- ⑥ 家庭や地域等との連携を図り、体系的なキャリア教育を推進します。



職場体験

(2) 基礎的・汎用的能力の育成

- ① 他者の個性を理解し、他者に働きかける力を育成します。（コミュニケーションスキル、チームワーク、リーダーシップ）
- ② 自己の役割を理解し、自らの思考や感情を律しながら、進んで学ぼうとする力を育成します。（自己肯定感、忍耐力、主体的行動）
- ③ 自ら課題を発見・分析し、適切な計画を立てて課題を解決に向かおうとする力を育成します。（情報収集力、課題発見力、計画立案・実行力）
- ④ 働くことの意義を理解し、様々な情報を取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成する力を育成します。（多様性の理解、将来設計・選択・行動・改善）

施策の方針 2－4 非認知能力の育成

児童生徒がこれからの未来社会を担う人間に成長していくために、忍耐強く学び続ける力、周りの人たちと協力していく力、主体的に考え学ぶ意欲を育むことが必要です。就学前教育と学校教育を連携し、基本的な生活習慣を身に付け、自己の主体性を軸にした学びに向かう一人一人の非認知能力を育成します。

取組の方針

(1) 非認知能力育成に関する教師のスキル向上

- ① 教師が非認知能力の重要性を理解し、それを育む指導方法を実践できる研修等を行います。
- ② 教師が子どもの感情を理解しサポートできるよう、カウンセリング基本知識を学ぶ機会を設けます。



教職員研修

(2) 幼保小連携の推進

- ① 合同研修を通し、子どもたちが集団の中でルールを理解する練習を取り入れた就学前教育の充実を図ります。
- ② 就学前教育と小学校教育の独自性と連続性について相互理解を深め、円滑な接続を図ります。
- ③ 小学校において、スタートカリキュラムの編成を工夫します。
- ④ 子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、幼保小が連携して一貫した取組を推進します。



幼保小連携事業研修

(3) 小中連携の推進

- ① 合同研修を通し、学力向上の取組について共有化を図ります。
- ② 児童と生徒の交流の機会を持ち、互いの良さを認め合いながら高みを目指して成長しようとする意欲を育みます。
- ③ 小学校高学年で学んだリーダーシップや協調性などのスキルを中学校で実践できる活動機会を設けます。

基本目標 3

豊かな心と健やかな体を持ち、 夢や目標に向かってたくましく生きる力を育成します

未来予測が難しい現代を生き抜くため、確かな学力を身に付けると同時に、他者と互いに尊重し合い、協働して社会を形成し社会生活を送るため、社会的知性を高めていくことが必要となります。

同時に、「誰も見ていなければいい」、「自分さえよければいい」という自己中心的な考えではなく、他者への思いやり、助け合おうとする心や認め合う心を持つことが大切です。

学校という集団生活を通じて、自分と他者の違いを認め尊重しながら正義感や責任感を育み、道徳心を培う教育に取り組んでいきます。

「いじめ」問題には、学校が一体となって取り組み、早期の対応や未然防止に努めていかなければなりません。生命や人権を尊重する心、規範意識や公正さを重んじる心、美しいものに感動する心など、自ら律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心を育み、一人一人がその個性を生かしつつ、互いを認め合い、よりよく生きていくための基盤をつくるため道徳教育や人権教育を充実します。

また、子どもたちが生涯を通じて心身の健康を増進するため、読書活動、自然と触れ合う体験活動、芸術文化活動を通して豊かな心を育むとともに、運動・スポーツに親しみながら健康づくりや体力づくりを推進します。

施策の方針3－1 心の教育、道徳教育の充実

学校生活を通じて行う道徳教育の充実を図るとともに、道徳科の「考え、議論する道徳」への授業改善を通じた道徳教育の充実に努めます。

また、読書活動や自然や文化芸術などに触れる学習活動をさらに充実し、子どもたちの豊かな心を養います。

取組の方針

(1) 道徳の指導方法の工夫・改善

- ① 「考え、議論する道徳」の具現化に向け、授業改善を進めます。

- ② 積極的な授業公開と外部人材の活用に努めます。
- ③ 基本的な生活習慣の定着を図るとともに、高い倫理観や自立心を育成します。

(2) 読書活動の充実

- ① 学校図書館や町立図書館において、児童図書の実に努め、読書に親しむ機会の充実を図ります。
- ② 子どもたちに毎日の読書習慣が身につくよう、読書活動の工夫や啓発を行います。



図書ボランティアによる「読み聞かせ」

(3) 豊かな心を育む教育活動の推進

- ① 小学校音楽会や少年少女美術展の開催などを通し、情操教育を推進します。
- ② 家庭や町内認定こども園等との連携を図り、就学前教育として幼少期からの情操教育を推奨します。
- ③ 石川県森林公園や河愛の里キンシューレなどを活用し、自然に触れ合う学習活動を行います。
- ④ 地域の方々と協力し、農業体験やものづくり活動などを学校の授業に取り入れます。
- ⑤ 小学生国内派遣交流（本町と災害時相互応援協定を結んでいる自治体の児童等との交流）を通して、児童のリーダーシップを養うとともに、コミュニケーション能力などを高めます。

施策の方針 3-2 人権教育の充実

人権が尊重される社会づくりに向け、家庭・学校や地域の教育活動の場において人権教育の機会を充実させるとともに、人権教育推進の体制づくりを進めます。

「いじめ」は未然防止と早期解決が重要です。学校における定期的な調査による実態把握を行い、学校全体で対応し解決に向けて取り組みます。併せて、教職員が「いじめ」はいつでもどこでも起こり得るという認識を持ち、子どもたち一人一人を守るための寄り添った指導ができる学校づくりを推進します。

取組の方針

(1) 学校や地域における人権教育

- ① 人権教育を推進し、児童生徒、教職員の人権意識の向上を図ります。

(2) いじめ対策の推進

- ① いじめを見逃さない風通しのよい学校づくりを推進します。
- ② 人権尊重の視点に立った学校づくり（生徒指導・学級経営・教科指導）を推進します。
- ③ 未然防止につながる取組（児童会・生徒会活動）を推進します。
- ④ 小さな SOS に「チーム学校」で素早く対応し、早期の最適な支援を行います。
- ⑤ いじめの未然防止に向け、児童生徒の様子観察を丁寧に行い、事前に察知する体制づくりを進めます。（1人1台端末の活用）
- ⑥ 学校教育、家庭教育、社会教育の場において、人権感覚を身につける教育活動に努めます。



人権講演会



児童集会で「いじめ」について考える

施策の方針 3-3 健やかな体の育成

健全な学校生活を送るためには、心の教育とともに健やかな体づくりも大切です。健やかな体を育成するためには、児童生徒の適切な運動習慣と食生活を実践していくことが必要です。体の発達に応じた様々な運動やスポーツ活動を通して、体力の向上と病気に負けない健康な体をつくり、積極的に運動する意欲を高めます。

また、児童生徒が食に関する正しい知識と習慣を身につけることができるよう、授業や給食時間の中で食育指導を行い、食に関する感謝の気持ちを育むとともに、自己管理能力を育成します。

取組の方針

(1) 体力・運動能力向上

- ① 体力アップ 1 校 1 プランを通し、児童生徒の体力向上を図ります。
- ② 教育活動全体をととして、自己の体力を高めようとする意欲をはぐくみます。
- ③ スポーツ競技会やクラブ活動など児童生徒の課外活動の成果を発揮する場の充実に努めます。
- ④ 地域人材や外部団体の指導者を積極的に活用し、児童生徒の課外活動の活性化を図ります。
- ⑤ 土曜日や長期休暇、放課後を利用したスポーツ活動を推進します。

(2) 学校保健の充実と食育の推進

- ① 保健指導の充実に努め、児童生徒の健康に対する意識の向上を図ります。
- ② 食に関する指導の充実に努め、児童生徒の食に関する理解を深めるとともに、食物や生産者への感謝の心を育みます。



津幡町小学校体育大会（津幡町歌体操）



栄養教諭による食育指導

施策の方針3-4 青少年の健全育成

青少年を取り巻く社会情勢が急激に変化し、特に近年はSNSをはじめとする情報媒体の広がりにより、青少年のインターネット利用環境は利便性の高まりとともに危険もはらんできました。SNS等に起因する子どもたちの犯罪被害や誹謗中傷の書き込み、違法・有害情報など、インターネットを介した様々な問題が懸念され、被害にあった青少年が自らの命に対してあってはならない選択をすることを阻止しなければいけません。

そのため、青少年健全育成に向けた教育活動の充実を図り、心のよりどころ、居場所をつくっていく必要があります。

次代を担う青少年が、夢と希望を持って自己実現を図るとともに、社会的自立に向けて必要な能力や態度を身に付けることができるように、青少年の健全育成を推進します。

取組の方針

(1) 生活習慣の確立

- ① 生活状況調査を実施し、児童生徒の基本的な生活習慣の確立を図ります。
- ② 青少年育成センターの活動を通し、児童生徒の健全な成長を支援します。
- ③ 「早ね・早起き・朝ごはん・あいさつ」の定着を推進します。
- ④ 町健康福祉部局と連携し、家庭での規則正しい生活習慣づくりを推進します。



朝の挨拶運動



早ね・早起き・朝ごはん・あいさつ運動

(2) 情報モラル教育の推進

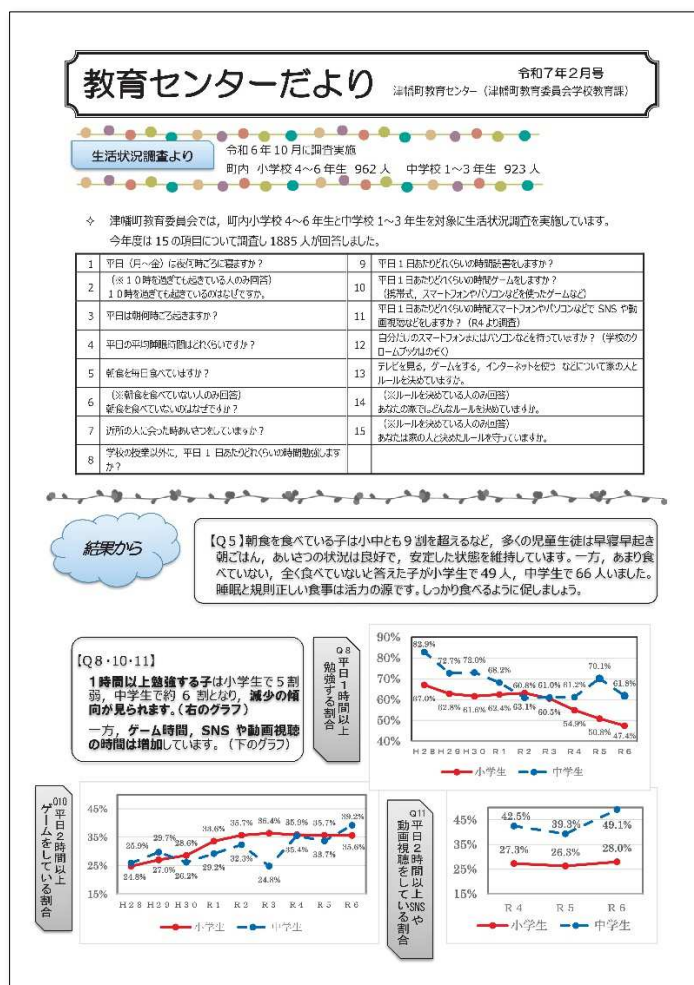
- ① 情報モラルを確実に身に付けられるよう、児童生徒が自ら考える活動を重視した教育活動を工夫します。
- ② PTAと協力し、情報モラルについて親子で考える機会を設けるなど、家庭との連携を強化します。

(3) 社会的自立に向けた支援体制の充実

- ① 自立のための経済に関する正しい知識を学習し、社会性と協調性を養う力を身につけます。

(4) 自他の命を大切にする教育の推進

- ① 小さな成功体験の積み重ねにより、自己肯定感を高める教育を推進します。
- ② 自然・社会・人との豊かな関わりを通し、自他の生命の尊さが実感できる教育活動を推進します。



教育センターだより

基本目標 4

安全・安心に過ごせる 質の高い教育環境づくりを推進します

私たち一人一人が豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、安全で安心な教育環境が必要です。また、誰もが教育を受けられる多様な学習形態に対応できる質の高い教育基盤づくりが必要となります。

教育施設は学習・生活の場であるとともに、災害時には避難施設となり、地域活動においてはコミュニティの拠点となることから、社会的ニーズの変化をとらえ時代に即した効果的に活用できる施設整備を推進します。

施策の方針 4－1 多様な教育ニーズへの対応

いじめ、不登校、障がいなど児童生徒一人一人が抱える悩みや困難が多様化・複雑化し、きめ細やかな支援が必要となっています。本町では、令和5年度に教育支援センター「パイン教室」を開設し、不登校やいじめなど学校に行きづらい児童生徒の居場所づくりと相談体制の充実を図りました。また、学校・家庭・関係機関と連携しながら児童生徒・保護者の支援を図っていきます。

また、障がいのある児童生徒が、みんなと同じように教育が受けられるインクルーシブ教育を推進します。

取組の方針

(1) 特別支援教育の充実

- ① 教職員研修を実施し、特別支援教育に関する理解を深め、教職員全体の指導力向上を図ります。
- ② 発達障がい等のある児童生徒のニーズに応じた教育的支援を充実させるため、関係組織や専門家などと連携し、一人一人の実態に合わせた支援を図ります。
- ③ 各学校において、きめ細かい特別支援教育支援体制づくりに努めます。
- ④ 通級指導教室の充実、拡大に努めます。



特別支援教育担当者研修

(2) 不登校対策の推進

- ① 教育支援センター「パイン教室」の活動の充実に努め、不登校児童生徒の社会的自立を支援します。
- ② 学校生活指導員・教育相談員等の配置を推進し、不登校児童生徒の学校内の居場所づくりを進めます。



パイン教室では

パイン教室は、下記のようなところです。
お気軽にご相談ください。

- ★お子様安心して過ごすことを第一に考えます。
- ★コミュニケーションを大切にします。
- ★不安や悩みの解決のための支援をします。

***主な活動**

1. 個々に応じた学習活動
自分で学習方法や時間を決めて、個人のペースで行う。
2. 自由に選択する活動
スポーツや読書・趣味などお子様の興味のある活動を行う。
3. 集団での活動
教育センターでの調理体験や野菜栽培の他、所外活動もあります。

***通室は、保護者の責任のもとお願いします。**

- ・中学生は自転車可。
- ・「のるーと」では専導で乗降。

***在籍校との連携**
活動の記録の交換や教育相談員等による学校訪問を行い、お子様のより良い成長をお手伝いします。

***お子様や保護者を対象にした相談等お気軽にどうぞ。**
***秘密は厳守致しますので、ご安心ください。**

パイン教室 通室までの流れ

申し込み

まず、学校に申し出て下さい。
直接、教育センターにご連絡いただいても構いません。

見学・相談

お子様・保護者・学校で、よく相談します。
見学・体験通室（何回でも可能）をします。

お子様とよく話し合いましょう。

「パイン教室」への通室

お子様が通室を決めたら、保護者は【通室申込書】を学校に提出します。
(通室申込書は学校にあります)
通室が認められたら、通室を始めます。

通室（体験通室を含む）は、出席扱いとなります。

通室のスタイルは、いろいろです。本人とご家族、相談員との話し合いで、本人の気持ちに寄り添ったスタイルを探しましょう。
(通室例)

- ・週に2日程度
- ・午前中2時間程度
- ・午後1時間程度
- ・決まった曜日で通室など

「パイン教室」リーフレット

(3) 関係機関との連携の推進

- ① 町こども家庭センター、児童相談所や医療機関との連携を強化します。
- ② 町健康福祉部局、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関、児童相談所等との連携を進め、児童生徒の困り感に沿った個別のニーズに対応します。
- ③ 教育センターにおける相談業務体制の充実に努めます。（公認心理師等によるカウンセリング）
- ④ 町こども家庭センターとの連携し、個別の支援を丁寧に行います。（いじめ・不登校・虐待・ヤングケアラーへの対応、家庭支援）
- ⑤ 学校での日本語支援サポーターの配置の充実に努め、支援の必要な児童生徒の学習をサポートします。
- ⑥ スクールカウンセラー等の専門家による教職員の教育相談力向上のための研修や支援の充実を図ります。

(4) 個性と可能性を伸ばす教育の推進

- ① 一人一人のニーズに応じた多様な学びの場を提供します。
- ② すべての個性を包みながら多様性に配慮し、限りなく幸福に近づくウェルビーイングの実現を目指します。
- ③ 一人一人の子どもに応じた教育内容と支援の充実を図ります。
- ④ 個々の能力や性格、環境を理解し、一人一人の自己有用感を高める教育を進めます。

施策の方針4-2 安全・安心な教育環境の整備

本町には町立小中学校11校をはじめ、各学校に接続した公民館やスポーツ施設があります。また、文化会館「シグナス」、津幡ふるさと歴史館「れきしる」、屋内温水プール「アザレア」など町民誰もが利用できる施設があり、学校教育、生涯学習活動の拠点として活用されています。災害時には避難所などの緊急防災施設となり、安全安心を確保します。

今後も計画的に施設整備を推進し、施設の長寿命化、防犯・防災対策、バリアフリー化、教室やトイレ等の学習生活空間の快適化、多様な学習形態対応、環境負荷低減等の向上をめざします。また、安全安心でおいしい給食を提供するため、学校給食施設の設備更新整備を行います。

取組の方針

(1) 学校教育施設の整備の促進

- ① トイレの洋式化やエレベーターの設置など教育施設のバリアフリー化を計画的に進めます。
- ② 照明のLED化をすすめ、消費エネルギーの削減を推進します。
- ③ 小中学校の適正規模・適正配置の検討を進めます。
- ④ 長寿命化計画に基づき、施設の整備・更新を進めます。
- ⑤ 夏季の熱中症対策のため、避難所としても利用される屋内運動場等への空調設備整備に向けた検討を行います。



照明器具のLED化



トイレの洋式化

(2) 体育施設の整備の促進

- ① 長寿命化計画に基づき、施設の整備・更新を進めます。
- ② 施設利用予約のオンライン化を図り、施設利用しやすい環境をつくれます。

(3) 生涯学習施設・社会教育施設の整備の促進

- ① 公民館、文化会館、図書館、ふるさと歴史館の施設・設備の長寿命化を図ります。
- ② オンラインを活用した学習活動を支援できる施設づくりに努め、生涯学習施設の利用を促進します。



津幡町文化会館「シグナス」

(4) 安全な学校給食の提供

- ① 計画的な設備更新を行い、安全安心な給食の提供に努めます。
- ② 統一的な安全衛生管理を行うため、単独調理場の共同調理場化を検討します。
- ③ HACCPに基づいた安全安心な学校給食への取組を推進します。
- ④ 食物アレルギーによる事故の発生を防ぐため、統一マニュアルに基づいた確実な確認作業を行います。
- ⑤ 安定した給食の供給ができるよう、給食にかかる費用の支援を行います。

(5) 安全な利用・通学路の確保

- ① スクールバスや AI オンデマンドバスを活用し、通学が困難な児童生徒を支援します。
- ② 関係部署、関係団体と連携し、定期的な通学路の安全点検を行います。
- ③ 児童生徒に不審者による声かけ事案などの未然防止に向けた取組を行います。
- ④ 児童生徒数減少や小規模化など地域の教育環境の変化を踏まえ、通学区域の見直し等を検証するとともに、児童が選択できる学校づくりを検討します。
- ⑤ 教育施設の安全性を向上させるため、防犯カメラや緊急通報装置を整備します。
- ⑥ トイレの衛生状態を維持・向上するため、適切な清掃体制を確立します。
- ⑦ 学校と保護者との緊急連絡網の強化を図ります。



防犯教室

(6) 災害に強い教育施設の整備の促進

- ① 日常の点検に加え、専門家による定期的な点検を実施するとともに、非構造部材の耐震化を進めます。
- ② 様々な災害を想定し、年に数回、学校全校を対象に安否確認訓練を実施します。
- ③ 教育施設が避難施設として活用できる機能整備（発電設備、空調設備、備蓄等）の充実を図ります。

施策の方針 4－3 教職員の労働環境の向上

町立小中学校の教職員が自己研鑽や授業準備等のための時間を確保し、学習指導、学級経営、生徒指導等に専念できる質の高い学習環境づくりに努めます。

さらに、教職員の健康管理とワークライフバランス確保のため、業務の見直しや効率化、業務の精選と外部委託化等、抜本的な業務削減を推進します。

取組の方針

(1) 業務の削減と効率化の推進

- ① 校務支援システム、校務P Cを計画的に更新し、デジタル化を着実に推進します。
- ② 時代のニーズに合わせ、事業のスクラップ＆ビルドを行い、効率的に学習できる環境を整備します。
- ③ 教職員の提出書類等の見直し・削減簡略化を行います。
- ④ 学校給食会計にかかる業務負担を軽減します。
- ⑤ 中学校部活動の地域展開を推進します。
- ⑥ 個人情報保護法に基づき、児童生徒の重要な個人情報の管理を徹底します。

(2) 学校行事の統合・減量化

- ① 学校行事の見直し、改革の推進を支援します。
- ② 教職員研修で学校経営マネジメント力の向上を図ります。
- ③ 学校行事等の業務のマニュアル化を推進し、教職員の負担軽減を図ります。

(3) 教職員の心身の健康管理の徹底

- ① 教職員の相談しやすく風通しの良い職場環境をつくれます。
- ② ストレスチェックを定期的実施し、産業医との面接を推奨するなど、教職員の健康管理を徹底します。
- ③ 職場内のハラスメント防止の徹底、ワークライフバランスの理解周知を図ります。
- ④ カスタマーハラスメントへの対応を支援する体制づくりを進めます。

施策の方針4-4 キャリアステージに応じた教職員研修の充実

教職員それぞれのキャリアステージに応じて、指導力向上、人材育成のための研修を充実させるとともに、PDCAサイクルを活用し、質の高い教育をめざします。

また、管理職のマネジメント能力を向上させ、教職員の服務規律やホウレンソウ（報連相）を徹底し、信頼される学校づくりをめざします。

取組の方針

(1) 服務規律の徹底

- ① 実践的な研修を通じ、教職員の正しい倫理観やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ② 管理職のマネジメント能力の向上を図ります。

(2) 教職員の資質向上研修の充実

- ① 教職員としての専門性や今日的な教育課題への対応力向上を図るため、研修の充実に取り組みます。
- ② 実施した研修については、効果検証などに基づく評価を充実させ、PDCAサイクルを確立します。



ミドルリーダー研修



生徒指導研修

施策の方針4-5 現代的・社会的課題に対応した学習の充実

本町は、令和5年7月に発生した線状降水帯による豪雨と、令和6年1月の能登半島地震を経験し、町内では多くの教育施設が被災しました。ここで得た教訓を生かし関係機関や地域と連携しながら危機管理能力の向上を図るとともに、より実践的な避難訓練や防災訓練を含む防災教育を推進します。

通学路においては、児童生徒が事故や犯罪等に巻き込まれないよう安全対策の充実を図ります。また、自他の生命を守る行動や安全な社会づくりに参加・協力する態度を身につける安全教育を推進します。

さらに、主権者教育や情報教育、消費者教育、環境教育等、現代社会における様々な課題に対応した「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進します。

取組の方針

(1) 防災教育・安全教育の推進

- ① 火災・自然災害等を想定した避難訓練を計画的に実施します。
- ② 危機管理マニュアルの見直し・改善を進め、学校の危機管理体制の強化を図ります。
- ③ 関係機関と連携して通学路安全点検を実施し、危険個所の対策を進めるとともに、交通安全教室を実施して児童生徒の安全意識を高めます。



地震・水害を想定した訓練

(2) 環境教育の推進

- ① SDGs についての理解を深め、ESD の考え方を生かした学習活動を推進します。
- ② 地球環境の変化やエネルギー問題等について学び、自らの問題として考える教育活動を推進します。

基本目標 5

生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

「人生 100 年時代」において、いつまでも健やかで生きがいをもった人生を送ることができるためには、生涯にわたり主体的に学び続けることが重要です。社会環境の変化が著しい現代においても取り残されることなく、いつまでも学び続けるために、生涯学習の機会の充実を図っていくことが必要です。

生涯現役人生を目ざし、いつまでも新たな目標を掲げて学習しチャレンジしていくことが、豊かな人生を送る秘訣であると考えます。

施策の方針 5－1 生涯学習の推進

町民の芸術文化に対する感性を高め充実した学習ができるよう、芸術文化活動を推進します。また、主体的に学ぶ生涯学習サークル活動の支援、学習の成果を発揮できる機会の提供を行います。

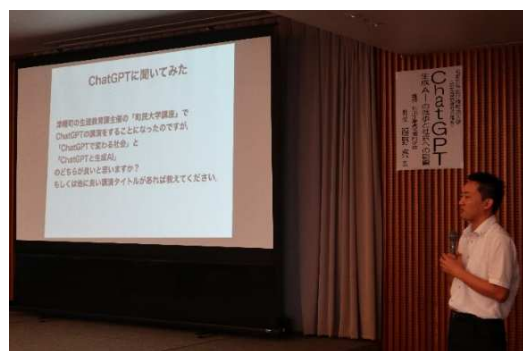
取組の方針

(1) 学習機会の充実

- ① 町民のニーズや社会の動向を参考に、町民大学講座の充実を図り、町民の多様な学びの機会の充実に努めます。
- ② 津幡ふるさと歴史館「れきしる」の展示の充実に努めます。
- ③ 障がい者や高齢者、マタニティの方々にもやさしい学習の場づくりに努めます。
- ④ 誰でも参加できるようオンラインでの学習を検討します。



熟年者学級「寄せ植え教室」



情報社会講座

(2) 文化会館「シグナス」の活用

- ① 児童生徒や町民による音楽会や定期演奏会、作品展などの開催の充実に努めます。
- ② 乳幼児から高齢者までさまざまな世代が芸術文化に触れ、親しめるような企画の充実を行います。
- ③ 著名な芸術家による古典芸能、音楽、演劇などの事業や、書道、絵画などの展覧会などを開催します。
- ④ ホールの高い機能を維持するため、計画的な施設整備を行います。
- ⑤ シグナス音楽祭、シグナス芸能祭をはじめとした町民との協働事業を推進します。
- ⑥ ボランティアスタッフ「シグナス ホールクルー」を育成し、運営の充実を図ります。
- ⑦ 利用者のニーズに即したサービス・利便性向上を図ります。



シグナスホールでのコンサート「オーケストラ・アンサンブル金沢」

(3) 大人の学び直しの支援

- ① 県立夜間中学校への通学生の学びを支援します。
- ② 町民誰もがいつでも学び直しができる機会の充実に努めます。
- ③ いくつになってもチャレンジできる教室やサークル活動を推進します。

(4) 生涯学習サークルの育成・支援

- ① 地域のスポーツ、伝承伝統行事、文化交流活動などの地域活動を支援します。
- ② 地域における社会教育活動の奨励に努め、社会教育関係団体に関する情報の整理や広報活動を行います。
- ③ 自己啓発、健康づくり等の研修講座の開催を支援します。



地区サークル活動



熟年大学講座

施策の方針5-2 良質な図書館サービスの推進

幅広い年齢層のニーズに応じた資料を充実させ、誰もが利用しやすい図書館を目指し、サービスの向上を図ります。また、図書館を利用した読書活動、本に親しむ活動を推進します。

取組の方針

(1) 乳幼児期から本に親しめる工夫

- ① 図書館・地域施設などを利用した本のある環境づくりを推進推奨します。
- ② 子どもの成長に応じた本との出会いや発達段階に応じた読書活動、講演会など、本に親しめる活動を充実します。
- ③ ブックスタートやブックトーク、子どもの成長に応じた本との出会いや発達段階に応じた読書、おはなし会や読み聞かせ、講演会など、本に親しめる活動を行います。
- ④ 季節やさまざまなテーマによる図書・展示コーナーを設け、乳幼児期から高齢者まで、誰もが本に親しめるような環境構成を工夫します。
- ⑤ こども園等と連携し、絵本や紙芝居などの読み聞かせを充実させ、読書習慣づくりの基礎を築きます。
- ⑥ 図書館司書や図書ボランティアによるおはなし会や図書館業務体験などを行い、本や図書館に親しむ機会をつくっていきます。
- ⑦ 蔵書の修理や配架、おはなし会などで、図書館ボランティアの活用を促進し、地域に根ざした図書館運営をめざします。



図書館招待事業「そうだ！図書館へ行こう！」

(2) 図書館資料の充実とレファレンスサービスの強化

- ① 図書館資料の充実と整備に努め、誰もが利用しやすい図書館をめざします。
- ② 高度化・多様化するニーズに応えることができるよう図書館司書の資質向上に努めます。
- ③ 町の情報センターとして町民の学習活動を支援するため、レファレンスサービスの強化に努めます。

(3) ネットワーク構築を活用した図書館サービスの充実

- ① デジタルライブラリーの充実を図ります。
- ② 町立図書館と学校図書館を結ぶ図書館システムネットワークを活用し、児童生徒の読書環境の充実と学習支援に努めます。
- ③ 社会教育分野のデジタル活用を推進します。



デジタルライブラリー

基本目標 6

スポーツ活動や芸術文化活動を通して 地域の活性化を推進します

豊かで明るく活力に満ちた生きがいのある生活を送るためには、いつでも誰でも気軽にスポーツ活動・芸術文化活動に参加し、楽しむことができる環境づくりが大切です。そのため、スポーツ及び芸術文化に親しむ町民や団体などの自主性や主体性を発揮した活動を支援するとともに、地域の交流を促し活性化を図ります。

また、スポーツ活動や多彩な芸術文化体験の機会を提供するだけでなく、する・見る・支える活動を身近で楽しめる環境づくりを行います。

施策の方針6－1 スポーツを通じた地域づくり

町民が、いつでも、どこでもスポーツに取り組めるよう、（一社）津幡町スポーツ協会や地域の公民館が中心となって各種団体と連携し、各種スポーツ教室やスポーツ講習会等を企画し、開催します。

また、住吉公園屋内温水プール「アザレア」において、体全体を使った運動が手軽にできる水泳教室を開催し、町民の健康増進・体力づくりを推進します。

取組の方針

(1) 生涯スポーツの推進

- ① （一社）津幡町スポーツ協会と連携し、気軽に楽しく参加できるスポーツ活動を推進します。
- ② 公民館や町健康福祉部局と情報を共有するなど連携を図り、健康の知識・技術を取り入れたスポーツ活動を推進します。
- ③ 町スポーツ施設（住吉公園屋内温水プール「アザレア」等）を活用した生涯スポーツを推進します。
- ④ スポーツ教室や講習会を通じた健康体力づくりを推進します。



住吉公園屋内温水プール「アザレア」



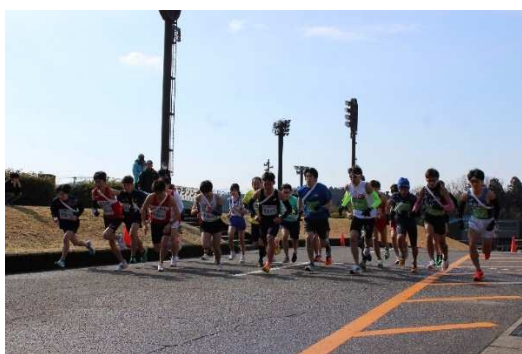
ジュニアのびのび教室（アザレア）



シニアゆるゆるスポーツ教室

(2) スポーツに触れ合う機会の提供

- ① 町民がスポーツを親しむことができる「つばたスポーツ・レクリエーション祭」の周知を図り、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の充実に努めます。
- ② つばたレガッタやボート教室のイベントを核に、「ボートの町つばた」を広くアピールします。
- ③ 歴史ある「河北潟一周駅伝」や「つばた健勝マラソン」の活性化を図ります。
- ④ つばたレガッタに町民が気軽に参加できるように工夫し、ボートを通じた交流を図ります。
- ⑤ 新たなジャンルのスポーツを体験できる機会の提供に努めます。



つばた健勝マラソン大会



ふれあいボート教室

施策の方針 6-2 スポーツ環境の整備

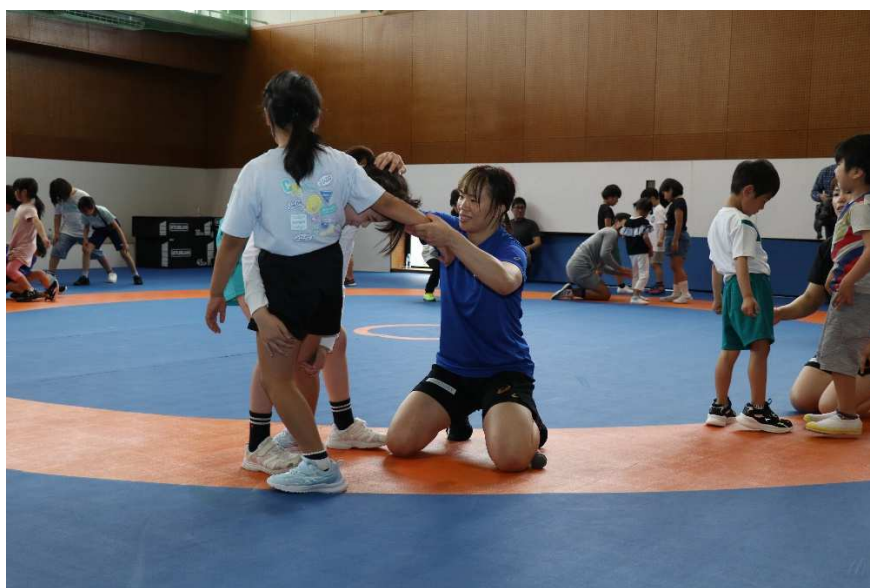
スポーツクラブの支援とともに、指導者の発掘、育成を行い、多くの市民が安心して参加できるスポーツ環境を整備するとともに、楽しく意欲的にスポーツを行える環境づくりをめざします。また、本町出身のオリンピックレスリング競技金メダリストの川井姉妹、大相撲で大活躍中の大の里関と欧勝海関に続く選手の輩出を目指していきます。

また、自治体間、学校間のスポーツ交流を通して、児童生徒の成長や相互の学びの促進、技術の向上を図ります。

取組の方針

(1) 小中学生のスポーツクラブの活動支援

- ① 各競技団体との連携を図り、中学校部活動の地域展開を進めます。
- ② ジュニアスポーツの指導者の発掘・育成を推進します。
- ③ 指導者として必要な要件（競技経験年数、資格取得状況）を設定するとともに、倫理基準や指導方法に関するガイドラインを策定します。
- ④ スポーツクラブが、スポーツを通して丈夫な体をつくとともに、心の成長につながるよう、積極的に働きかけます。
- ⑤ 津幡町文化スポーツ交流館「レススル」のレスリング場を活用したクラブ活動を支援し、津幡町出身のオリンピック金メダリストの川井姉妹に学び、鍛錬する心を育みます。
- ⑥ （一社）津幡町スポーツ協会と連携し、子どもたちの意欲を大切にしながら自由な選択肢を提供できるよう努めます。



津幡町文化スポーツ交流館「レススル」でのスポーツ教室

(2) 競技スポーツの活動支援

- ① (一社)津幡町スポーツ協会やスポーツクラブなどの連携を推進し、競技者の育成・強化を図ります。
- ② 町内の高等教育学校や大学等とスポーツ交流を企画し、スポーツを通じた地域との交流活動やジュニアスポーツの活性化を推進します。
- ③ プロスポーツの大会やイベント等を誘致し、町民のスポーツに対する関心・意欲を高めます。



つばたしガッタ

(3) 指導者の発掘・育成

- ① 専門性を持った大学教員やスポーツインストラクター、プロスポーツ選手等と交流し、効果的な練習内容、運動方法等、指導者の意欲向上を図ります。
- ② スポーツ指導者の研修会、講習会等の実施により、指導者の養成、資質向上を図るとともに、資格を有するスポーツ指導者の有効活用を図ります。



スポーツライフ講習会（救急救命講習）

(4) スポーツ交流の推進

- ① 各種広報紙やホームページ、ケーブルテレビ放映などを積極的に活用し、地域住民や小中学生の保護者に対し、取組の理解と周知を図ります。
- ② 災害時相互応援協定を締結している和歌山県上富田町や福岡県岡垣町との小学生のスポーツ交流を推進します。



小学生国内派遣交流事業（福岡県岡垣町）

施策の方針 6－3 芸術文化活動の振興と地域づくり

文化祭、芸術祭などの発表の機会を設け、互いに高め合い認め合える人とのつながりをつくれます。また、経験したことのない芸術文化に挑戦してみるきっかけとなるような体験教室を設け、地域の新しい人間関係づくりを広げていきます。

取組の方針

(1) 芸術文化活動の充実

- ① 体験・参加型活動の推進を通し、町民の芸術文化活動への関心を高めます。
- ② 乳幼児や児童生徒を対象とした、芸術文化の鑑賞・体験学習を積極的に取り入れます。
- ③ 各地区文化祭などの活動を支援し、芸術文化活動を推進します。
- ④ 文化施設の活用と芸術文化団体と連携協力し、町の芸術文化活動の活性化を目指します。
- ⑤ 幅広い年齢層が参加し、交流が深まる芸術文化活動を推進します。



地区公民館での文化展

(2) シニアリーダーの育成・活用

- ① シニアの方が豊富な経験を生かした指導者として活躍する機会をつくれます。
- ② シニアリーダーを活用し、文化・スポーツの活性化を図ります。
- ③ シニアが生き生きと活躍できる社会教育・生涯学習活動を推進します。

(3) 地域の人材発掘・人材バンクの強化

- ① 住民が地域でつながり、住民同士の結びつきが育まれていくように、放課後子ども教室など、地域の人材が活動できる事業を実施・推進します。
- ② 「まちの先生」の周知を図るとともに、活躍できる機会づくりに努めます。
- ③ 地域の人材発掘・育成に取り組み、地域人材を活用した事業を推進します。



家庭科ミシンの授業に地域の方がお手伝い



しいたけ植菌体験

基本目標 7

学校・家庭・地域の連携・協働により、 ともに学び支え合う地域づくりを推進します

少子高齢化・人口減少の時代、地域を支える人たちが少なくなり、地域社会のつながりや地域活力の低下などが見られるようになりました。そのことが各社会教育団体の存続運営の困難につながり、さらにライフスタイルの多様化が地域交流の希薄化に拍車をかけています。

このような社会環境の中で、子どもたちが主体的に行動し、豊かな人間性をどのように学んでいくのか、地域の人々がどのように次世代へつないでいくのか課題となっています。

本計画の基本目標1に掲げるような、愛するふるさとを守り継いでいくために、学校・家庭・地域が連携し協働した地域づくりが必要となります。伝統文化・文化遺産の伝承とともに、災害時においても地域の人たちで助け合える心を育成していくことが、地域活力の向上へと繋がっていくと考えます。

施策の方針7-1 学校との連携・協働

本町は小学校の多くが公民館と接続している独自の整備方針であることにより、学校は子どもたちの学習の場であるとともに地域のコミュニティ拠点としての役割も担っています。

このことから、地域とともにある学校づくりを推進していくため、小学校のコミュニティスクールを検討するとともに、風通しの良い学校づくりを目指します。

取組の方針

(1) 地域とともにある開かれた学校づくりの推進

- ① コミュニティスクールの導入を進め、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。
- ② 地域の人材を学校教育活動の中で積極的に活かしていきます。
- ③ 学校風土の「見える化」をとおして、学校が「みんなが安心して学べる」場所となるよう取組を進めます。
- ④ ホームページや学校だよりなどをとおして積極的に学校の情報公開を進めます。

- ⑤ 地域が学校運営に関わるとともに、地域の人々が学習支援を行う学校づくりを推進します。
- ⑥ 学校と公民館との連携を深め、児童生徒の地域行事への参加や地域貢献活動、公民館活動等を支援します。
- ⑦ 保護者や教員の負担が少なく誰もが参加しやすいPTA活動を支援します。

施策の方針 7-2 家庭教育との連携

地域ぐるみの子育てを支えるため、家庭内の良好な教育環境づくりを推進します。そのため、社会教育団体、町健康福祉部局と連携し、保護者の教育相談や生活習慣改善等の支援を行い、家庭における教育力の向上を目指します。

取組の方針

(1) 家庭教育支援の充実

- ① PTAと連携し、家庭教育を支援するネットワークの構築を図ります。
- ② 豊かな心を育む町民会議や青少年健全育成団体等の活動を通し、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりに取り組みます。



豊かな心を育む町民会議や青少年健全育成団体等の活動

(2) 関係機関との連携

- ① 町健康福祉部局と連携し、子育てに悩みを持つ保護者への相談・カウンセリング等の支援体制の充実を図ります。
- ② 学校や町教育センターから、子どもの生活習慣の確立に関する情報提供を積極的に行います。

施策の方針 7-3 地域との連携・協働

本町の社会教育は公民館を核とした「地域づくり」を推進し、地域の人が集いつながる場の提供をしていきます。公民館は将来的にコミュニティセンター化する予定となっており、公民館からさらに地域の総合的な活動拠点施設として、地域の活動を発展させる役割を果たしていく場として自立していきます。地域の体育大会や文化発表会、サークル活動が活発化し、地域力が向上していくよう支援します。

また、本町では令和5年7月豪雨と令和6年能登半島地震という大災害に見舞われ、学校や公民館など公共施設に避難する方々が多くいました。このような災害時は、地域の方々が中心となり避難所を運営するなど、地域力の強化が必要となります。そのため、普段から地域のつながりを高めるとともに、この災害経験を生かした地域の防犯・防災体制の確立と情報共有など、地域の体制強化を支援します。

取組の方針

(1) 公民館（地域コミュニティセンター）の運営と機能強化

- ① 地域の融和を深め、誰もが参画できる公民館事業を推進します。
- ② 町民の社会教育活動の機会の提供、地域を担うリーダー・団体の育成など、公民館を拠点とした地域コミュニティづくりを支援します。
- ③ 公民館が地域の福祉・防災・まちづくりの拠点となり、地域の社会教育の活性化を図ります。
- ④ 地域の課題を地域で解決していくための学習や講習会の開催等の支援を行います。



まちづくり美化大作戦（年2回 春・秋） 消防署職員指導のもとで避難訓練

(2) 自主的活動を行う社会教育関係団体の育成

- ① 社会教育関係団体の交流、活性化を促進し、地域の教育力の向上を図ります。
- ② 社会教育関係団体に対して、相談や活動のコーディネート、専門的・技術的指導や助言を行います。

(3) 多文化共生のまちづくりの推進

- ① 公民館やPTA組織が核となり学校と協働し地域学習を進めていきます。
- ② 「にほんごカフェ」を充実し、外国人が気軽に生活情報や知識が得られる交流の場を提供します。
- ③ 様々な国籍の住民が参画しやすい地域行事・PTA 等コミュニティづくりを推進します。



にほんごカフェ

(4) 地域と連携した防犯体制の確立

- ① 警察等関係機関と連携した防犯教室等の実施により、児童生徒の危険予知・回避能力を高めます。
- ② 不審者、クマなどの危険に対して、情報網を強化し、危険の回避と安全の確保に努めます。

(5) 防災計画・防災体制の整備

- ① 水害や震災の経験を生かし、教育施設における防災計画の整備を進めます。
- ② 災害発生時の学校教職員の初動体制の徹底と学校防災に係る指導力の育成を図ります。
- ③ 関係課と連携して地域の方々が主体的に開設できる避難所整備を行います。
(地域の主体的な避難所開設と運営体制づくり)



地区防災フェスタ



AEDの使い方講習

第5章

計画の実現に向けて

第5章 計画の実現に向けて

I 計画の周知

「津幡町教育振興基本計画」を実施していくためには、計画内容の周知を図り、町民の声を的確に把握しながら教育行政への反映に努め、各施策に取り組む必要があります。本計画に掲げる施策や具体的な取組、実施目標などについては、ホームページや冊子などを活用しながら、多くの町民や教育関係者に浸透させ、共通の認識となることをめざします。

II 計画の推進

本計画を総合的に推進していくには、家庭・学校・地域など各主体がそれぞれの役割を担い、社会全体が協働して取り組むことが重要です。庁内の関係部局はもとより、関係機関・各種団体との緊密な連携を図り、各施策や具体的な取組を実施していきます。

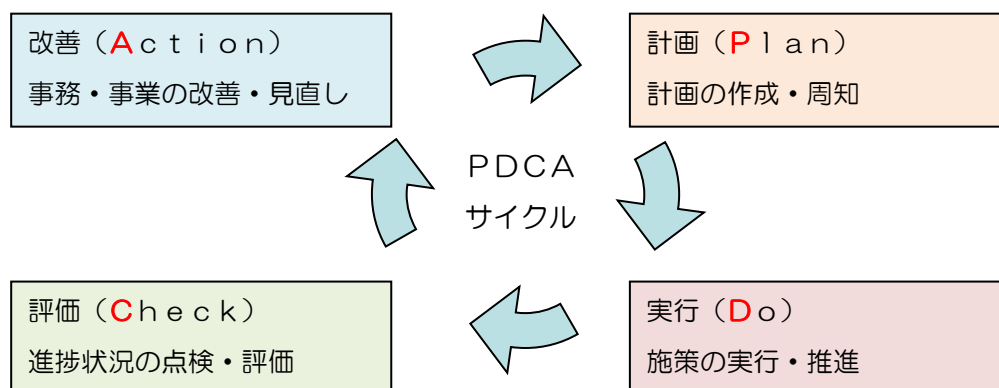
また、地域で暮らす町民自らが主体的にかかわることができるように、簡潔でわかりやすい情報を迅速に提供し、家庭・学校・地域が連携し協働していけるように努めていきます。

町（教育委員会）は、計画が効果的・効率的に推進されるよう、推進主体として施策の総合調整機能を発揮し、取組を積極的に進めます。

III 計画の実現と点検

「津幡町教育振興基本計画」の施策を着実に実現していくため、町民や教育関係者、有識者による外部評価による点検・評価を行いながら、PDCAサイクルにより、事務・事業の改善と充実を図っていきます。

また、国の動向や社会の急速な変化により、教育が対応すべき新たな課題や方向性が生じた場合には、適切に計画内容の見直しの検討を行い、本計画に反映できるよう努めていきます



参考資料

○参考資料

【津幡町教育振興基本計画策定委員会設置規程】

平成25年3月28日

教委規程第1号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育振興基本計画を策定するために、津幡町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 津幡町教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に必要な調査、研究に関すること。
- (3) その他基本計画の策定に関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画策定完了の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は委員会の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 基本計画の策定に当たり、具体的かつ専門的に調査及び研究を行うために部会を置くことができる。

2 部会の組織等については、教育委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

津幡町教育振興基本計画策定委員会名簿

(任期：令和6年9月25日から計画策定終了まで)

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
委 員 長	川村 敏幸	津幡町区長会 会長
副委員長	勝崎 猛	津幡町国際交流推進委員会 副委員長
委 員	嶋崎 恭代	津幡町学校教育研究会 会長
委 員	竹田 和代	津幡町教育センター運営委員会 副委員長
委 員	大西 洋	津幡町公民館連絡協議会 会長
委 員	塩谷 優	(一社)津幡町スポーツ協会 会長
委 員	中嶋 初子	津幡町文化協会 会長
委 員	中村 晴美	津幡町PTA連絡協議会 会長
委 員	松本 敏美	津幡町立保育園長会 会長
委 員	吉田 克也	津幡町教育委員会 教育長

【津幡町の国指定重要文化財・石川県指定文化財・津幡町指定文化財一覧】

	文 化 財 名	種 別	所有者・管理者	指定年月日
国指定重要文化財	加賀郡傍示札	古文書	石川県	H22年 6月29日
国指定文化財	加茂遺跡	史跡	津幡町	H27年 3月10日
石川県指定文化財	御山神社社叢	天然記念物	御山神社氏子会	H 2年 3月22日
	甲斐崎神社社叢アカガシ林	天然記念物	大熊区	H 5年 8月25日
	北国街道倶利伽羅峠道	史跡	津幡町	H21年 4月28日
津幡町指定文化財	宝塔	建造物	鳥越区	H 元年 4月 1日
	手向神社石堂神殿	建造物	手向神社	H10年 4月20日
	倶利伽羅権現石殿附石段	建造物	手向神社	H10年 4月20日
	寒梅に小鳥の図	絵画	加賀神社	S38年 8月 1日
	野馬の図	絵画	加賀神社	S38年 8月 1日
	羅漢像	絵画	倶利伽羅不動寺	S40年11月 1日
	十一面観世音菩薩像	絵画	倶利伽羅不動寺	S42年11月29日
	本福寺梵鐘	工芸品	本福寺	S48年 4月 1日
	教願寺梵鐘	工芸品	教願寺	S48年 4月 1日
	松雲公御筆	書跡	加賀神社	S38年 8月 1日
	利長公御筆	書跡	加賀神社	S38年 8月 1日
	古文書	古文書	加賀神社	S38年 8月 1日
	古文書(頼朝下分)	古文書	倶利伽羅不動寺	S40年11月 1日
	倶利伽羅長楽寺文書	古文書	倶利伽羅不動寺	H30年 9月20日
	浅田区村御印	古文書	浅田区	R 3年 10月 1日
	刈安區村御印	古文書	刈安區	R 3年 10月 1日
	御門區村御印	古文書	御門區	R 3年 10月 1日
	阿弥陀如来像	彫刻	倶利伽羅不動寺	S42年11月29日
	秀雅上人像	彫刻	個人	H10年 4月20日
	田屋森山遺跡出土古銭	考古資料	津幡町教育委員会	S61年 6月26日
	青い眼の人形 ジェーン・オルフ	歴史資料	津幡町教育委員会	H25年 2月 1日
	倶利伽羅合戦図屏風	歴史資料	倶利伽羅神社	H29年 9月21日
	チョンガリ音頭・踊り	無形民俗文化財	チョンガリ保存会	S38年 5月10日
	デンデコ太鼓	無形民俗文化財	デンデコ太鼓保存会	S38年 5月10日
	白鳥神社祈雨祭資料	有形民俗文化財	加賀爪区	H 元年 4月 1日
	猪塚	有形民俗文化財	杉瀬区	H23年 5月 1日
	為広塚	史跡	清水区	S38年 5月10日

	文 化 財 名	種 別	所有者・管理者	指定年月日
	鳥越城跡	史跡	七黒区	S38年 5月10日
	峨山禅師生誕地	史跡	瓜生区	S38年 5月10日
	長楽寺趾	史跡	俱利伽羅不動寺	S38年 5月10日
	津幡城趾	史跡	清水区	S39年 5月 7日
	鳥越弘願寺跡	史跡	鳥越区	H 元年 4月 1日
	七野墳墓群（2・3・4・号墓）	史跡	俱利伽羅不動寺	H10年 4月20日
	龍ヶ峰城跡	史跡	津幡町	H17年 4月 1日
	出雲神社叢	天然記念物	種区	S42年11月29日
	蓮如上人お手植えのイチヨウ	天然記念物	笠池ヶ原区	H 元年 8月 1日
	鳥越弘願寺跡のハリギリ	天然記念物	個人	H 元年 8月 1日
	鳥越弘願寺跡のアテ	天然記念物	個人	H 元年 8月 1日

【津幡町立小中学校・教育センター一覧】

施 設 名	所 在 地
津幡小学校	津幡町字清水リ123番地3
太白台小学校	津幡町字津幡ワ2番地
中条小学校	津幡町字南中条ハ81番地
条南小学校	津幡町字太田ろ3番地
井上小学校	津幡町井上の荘1丁目1番地
笠野小学校	津幡町字山北ワ116番地
英田小学校	津幡町字能瀬井36番地
刈安小学校	津幡町字刈安イ1番地
萩野台小学校	津幡町字七野イ75番地
津幡中学校	津幡町字加賀爪ヌ6番地1
津幡南中学校	津幡町字南中条3号7番地
津幡町教育センター（津幡町福祉教育プラザ内）	津幡町字庄ニ71番地

【津幡町の社会教育施設・生涯学習施設一覧】

施 設 名	所 在 地
文化会館シグナス	津幡町北中条3丁目1番地
生涯学習センター（文化会館シグナス内）	津幡町北中条3丁目1番地
町立図書館（文化会館シグナス内）	津幡町北中条3丁目1番地
こども科学館（文化会館シグナス内）	津幡町北中条3丁目1番地
津幡地域交流センター（津幡公民館）	津幡町字清水リ123番地3
笠井公民館	津幡町字倉見レ1番地1
中条公民館	津幡町字南中条ハ81番地
条南コミュニティプラザ（条南公民館）	津幡町字太田ろ3番地
井上コミュニティプラザ（井上公民館）	津幡町字川尻レ7番地1
英田コミュニティプラザ（英田公民館）	津幡町字能瀬井36番地
刈安コミュニティプラザ（刈安公民館）	津幡町字刈安甲5番地
萩野台コミュニティプラザ（萩野台公民館）	津幡町字七野イ75番地
河合谷公民館（河合谷ふれあいセンター内）	津幡町字上河合口23番地1
笠野公民館	津幡町字山北ワ116番地
津幡ふるさと歴史館「れきしる」	津幡町字清水リ1番地1

【津幡町のスポーツ施設一覧】

施 設 名	施 設 内 容	所 在 地
津幡町総合体育館	大体育室、柔剣道場、弓道場、卓球場、屋内相撲場、体力センター、ランニングルーム、トレーニングルーム、他	津幡町字加賀爪ル5番地
津幡町常設相撲場	相撲場	津幡町字清水リ1番地1
津幡町テニスコート	コート4面（ナイター有）	津幡町字加賀爪ル11番地3
津幡運動公園 体育館	アリーナ、ランニングコース、スポーツホール、会議室、他	津幡町字竹橋ヲ90番地
津幡運動公園 陸上競技場	第四種ライト公認全天候ウレタン舗装トラック、天然芝フィールド、管理棟、600人収容メインスタンド	//
津幡運動公園 野球場	野球場	//
津幡運動公園 テニスコート	コート10面（5面ナイター有）	//
津幡運動公園 多目的競技場	サッカー・ラグビーコート1面	//
津幡運動公園 多目的広場	ソフトボールコート1面	//
石川県簡易グラウンド （県からの委託）	野球、ソフトボールコート各1面	津幡町字川尻ほ26番地
津幡町艇庫	艇収納庫	津幡町字川尻ほ27番地2
津幡町住吉公園屋内温水プール「アザレア」	25mプール5レーン、多目的プール、幼児用プール、フィットネス、スタジオ	津幡町字庄ハ27番地1
津幡町文化スポーツ交流館 「レッスル」	体育室・多目的室	津幡町庄口79番地1

用語の解説（50 音順）

ウェルビーイング

OECDは「PISA2015 年調査国際結果報告書」において、ウェルビーイング（Well-being）を「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き（functioning）と潜在能力（capabilities）である」と定義している。

外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）

外国語を母語とし、外国語（英語）の授業を補助する外国人の指導助手。主に学校、または教育委員会に配属される。

外国につながる子ども

この計画内では、国籍は日本でありながら両親の両方またはどちらかが外国籍である人など、本人の国籍を問わず、様々な形で外国につながる子どもたちのことを総称した。

学習指導要領

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、学校教育法施行規則に基づき、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準のこと。

学校運営協議会

教育委員会が任命する委員により構成され、学校の教育課題や運営等について協議する機関のこと。

学校給食衛生管理基準

学校給食の衛生管理について、食品の納入から配食に至る調理工程の中で起こりうる危害を極力少なくするための衛生管理の基準を定めたもの。

川井姉妹

津幡町出身の金城梨紗子さん（旧姓川井梨紗子さん）と恒村友香子さん（旧姓川井友香子さん）は、日本の女子レスリング界を代表する姉妹の選手で、共にオリンピック金メダリストとして活躍しています。その功績を称え、令和 7 年 1 月に「町民栄誉賞」を受賞しました。

危機管理マニュアル

学校・園において、災害発生時などの対応について、教職員の役割などを明確にし、危機発生時の体制を確立するための要領のこと。

キャリア教育

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて行い、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けさせる教育のこと。

教育DX

デジタル技術を活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること。

グローバル化

政治・経済、文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報など様々なやり取りが行われる現象のこと。

国際交流員（CIR：Coordinator for International Relations）

地域の国際交流推進を図り、翻訳や通訳のほか、国際理解のための交流活動を行う外国人のこと。

コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等の声を学校運営に反映させ、学校と保護者や地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みのこと。

情報活用能力

学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力のこと。

情報モラル

情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

食育

食に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を育む教育のこと。

スクールカウンセラー（SC）

カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身につけた専門職のこと。

スクール・サポート・スタッフ

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員のこと。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、関係機関などとのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門職のこと。

キャリアパスポート

児童生徒が、小学校からキャリア教育に関わる様々な活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたファイルのこと。

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域コーディネーター

学校ごとに配置されている、学校支援ボランティアの募集や活動の調整などを行う保護者や地域の方々のこと。

通級指導教室

通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、一部の授業について、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導を行う教室のこと。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う。

非認知能力

非認知能力とは、テストの点数などで数値化しにくい「意欲」「協調性」「忍耐力」「コミュニケーション力」などの能力のことをいう。人生や社会での成功に大きく関わる力であり、や意欲、忍耐力特に幼少期からの経験や環境によって育まれるとされている。

一方、計算力や語学力といった学力テストなどで測れる能力のことを「認知能力」という。

不登校

年間30 日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、または、したくともできない状況をさす。

CAN-DOリスト

学習指導要領に基づき、生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標をリストにしたもの。

GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。

ICT

Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

SNS

Social Networking Service の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称をさす。

Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）をさす。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会をさすもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱している。

STEAM教育

Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科等横断的な教育をさす。

VUCA（ブーカ）

Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った言葉。将来の予測が極めて困難な社会状況であることを意味する。

第 2 期津幡町教育振興基本計画

令和7年4月発行

発行 津幡町教育委員会

編集 津幡町教育部教育総務課

〒929-0393

石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

電 話 076-288-8508